

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 開示請求に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及び内容その他保有個人情報を特定するに足る事項	(お) 担当	(か) 補正依頼	(き) 補正依頼に対する回答	(く) 決定	(け) 却下する理由	(こ) 異議申立て年月日	(さ) 異議申立ての趣旨及び理由
1	平成25年度 諮問受理第81号	平成25年9月6日 付け大生総第119号	平成25年7月2日	大生総第52・68・74号の個人情報証拠資料全部	生野区役所総務課	平成25年7月9日 付け大生総第81号	回答書の提出なし	平成25年7月29日 付け大生総第88号 開示請求却下決定	開示請求書に記載された内容では、本件請求に係る保有個人情報の特定ができなかったため、平成25年7月9日に補正を依頼したが、補正に係る回答期限までに回答書の提出がないため本件請求に係る保有個人情報の特定ができず、請求の要件を満たさないため。	平成25年8月9日	処分の取り消しを求める。①公開条例第36条に基づく、第6条可。補正点示す、補正要す保有資料不添付より、補正点不明で有った。②資料「存否」自体不明にも至る医療対策の見解をも否定(〇〇職員)→大生保生第429号 転々主張・堂々巡り・たらい回し・場当たりのテーブル討論が、長期化起因。 病状照会の発行不要(異議申立人の場合)を見解出す、保護課をも否定(7/31、〇〇職員)※診察欠く(未受診)、診断可の法令資料要す。
2	平成25年度 諮問受理第88号	平成25年9月20日 付け大生保生第742号	平成25年7月2日	大生保生第354号の6・7貼り付ける個人情報資料全部	生野区役所保健福祉課(生活支援)	平成25年7月9日 付け大生保生第465号	回答書の提出なし	平成25年7月29日 付け大生保生第525号 開示請求却下決定	開示請求書に記載された内容では、本件請求に係る保有個人情報の特定ができなかったため、平成25年7月9日に補正を依頼したが、補正に係る回答期限までに回答書の提出がないため本件請求に係る保有個人情報の特定ができず、請求の要件を満たさないため。	平成25年8月9日	処分の取り消しを求める。①公開条例第36条に基づく、第6条可。補正点示す、補正要す保有資料不添付より、補正点不明で有った。②資料「存否」自体不明にも至る医療対策の見解をも否定(〇〇職員)→大生保生第429号 転々主張・堂々巡り・たらい回し・場当たりのテーブル討論が、長期化起因。 病状照会の発行不要(異議申立人の場合)を見解出す、保護課をも否定(7/31、〇〇職員)※診察欠く(未受診)、診断可の法令資料要す。
3	平成25年度 諮問受理第89号	平成25年9月20日 付け大生保生第744号	平成25年7月2日	生野区役所は、社援保発第0324号実施したと分かる私の個人情報資料全部※大生保生第354号は、当たらず。	生野区役所保健福祉課(生活支援)	平成25年7月9日 付け大生保生第466号	回答書の提出なし	平成25年7月29日 付け大生保生第526号 開示請求却下決定	開示請求書に記載された内容では、本件請求に係る保有個人情報の特定ができなかったため、平成25年7月9日補正を依頼したが、補正に係る回答期限までに回答書の提出がないため本件請求に係る保有個人情報の特定ができず、請求の要件を満たさないため。	平成25年8月9日	処分の取り消しを求める。①公開条例第36条に基づく、第6条可。補正点示す、補正要す保有資料不添付より、補正点不明で有った。②資料「存否」自体不明にも至る医療対策の見解をも否定(〇〇職員)→大生保生第429号 転々主張・堂々巡り・たらい回し・場当たりのテーブル討論が、長期化起因。 病状照会の発行不要(異議申立人の場合)を見解出す、保護課をも否定(7/31、〇〇職員)※診察欠く(未受診)、診断可の法令資料要す。
4	平成25年度 諮問受理第90号	平成25年9月20日 付け大生保生第746号	平成25年7月2日	処理通知上、「特定されず」(生野区役所)は、特定資料(保有分)求む。(是正請求の件全部が特定されず示す処理)	生野区役所保健福祉課(生活支援)	平成25年7月9日 付け大生保生第467号	回答書の提出なし	平成25年7月29日 付け大生保生第527号 開示請求却下決定	開示請求書に記載された内容では、本件請求に係る保有個人情報の特定ができなかったため、平成25年7月9日補正を依頼したが、補正に係る回答期限までに回答書の提出がないため本件請求に係る保有個人情報の特定ができず、請求の要件を満たさないため。	平成25年8月9日	処分の取り消しを求める。①公開条例第36条に基づく、第6条可。補正点示す、補正要す保有資料不添付より、補正点不明で有った。②資料「存否」自体不明にも至る医療対策の見解をも否定(〇〇職員)→大生保生第429号 転々主張・堂々巡り・たらい回し・場当たりのテーブル討論が、長期化起因。 病状照会の発行不要(異議申立人の場合)を見解出す、保護課をも否定(7/31、〇〇職員)※診察欠く(未受診)、診断可の法令資料要す。
5	平成25年度 諮問受理第92号	平成25年9月20日 付け大生保生第750号	平成25年7月9日	大生保生第392号の「不承認」事由示す、個人情報資料(原案資料)例=レセプト等	生野区役所保健福祉課(生活支援)	平成25年7月23日 付け大生保生第504号	回答書の提出なし	平成25年8月7日 付け大生保生第581号 開示請求却下決定	開示請求書に記載された内容では、本件請求に係る保有個人情報の特定ができなかったため、平成25年7月23日補正を依頼したが、補正に係る回答期限までに回答書の提出がないため本件請求に係る保有個人情報の特定ができず、請求の要件を満たさないため。	平成25年8月16日	処分の取り消しを求める。回答上、「特定」有る。市民の声No.1319-20010-001-01示す。公開条例第36条に基づく、6条(添付)示す。※医療要否意見書(平成19年10月7日分)保有資料より、添付欠く為、補正点不明で有った!(軽微な誤字・脱字は、不要!) 市民の声No.1101-11587-001-01は、平成19年10/7付医療要否意見書示し、記述する「うつ症状軽減してきているが、逆に過活動気味で、今後、体調不良、疲労によって抑うつ状態に転じる恐れがある。」記載。
6	平成25年度 諮問受理第93号	平成25年9月20日 付け大生保生第752号	平成25年7月9日	大生保生第434号の該当する保有資料「指定医療機関の手引き」は、法第50条・医療担当規程第7条「行政指導」※大生保生第1265号参照示す	生野区役所保健福祉課(生活支援)	平成25年7月23日 付け大生保生第505号	回答書の提出なし	平成25年8月7日 付け大生保生第582号 開示請求却下決定	開示請求書に記載された内容では、本件請求に係る個人情報の特定ができなかったため、平成25年7月23日補正を依頼したが、補正に係る回答期限までに回答書の提出がないため本件請求に係る保有個人情報の特定ができず、請求の要件を満たさないため。	平成25年8月16日	処分の取り消しを求める。回答上、「特定」有る。市民の声No.1319-20010-001-01示す。公開条例第36条に基づく、6条(添付)示す。※医療要否意見書(平成19年10月7日分)保有資料より、添付欠く為、補正点不明で有った!(軽微な誤字・脱字は、不要!) 市民の声No.1101-11587-001-01は、平成19年10/7付医療要否意見書示し、記述する「うつ症状軽減してきているが、逆に過活動気味で、今後、体調不良、疲労によって抑うつ状態に転じる恐れがある。」記載。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 開示請求に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及び内容その他保有個人情報を特定するに足る事項	(お) 担当	(か) 補正依頼	(き) 補正依頼に対する回答	(く) 決定	(け) 却下する理由	(こ) 異議申立て年月日	(さ) 異議申立ての趣旨及び理由
7	平成25年度 諮問受理第127号	平成26年3月31日 付け大総務第e-289号	平成26年1月17日	「個人情報保護条例解釈・運用の手引き」との取り扱い異なる「不」非開の上「不承認」が、「補正依頼」の上「請求満たさず」「特定できず」等々の数々続くが、何を自己情報「正確」当然なのかを③総務局「大総務第e-26号」(職員)e-3号決定する私の分求める。	総務局行政課(情報公開グループ)	平成26年1月27日 付け大総務第e-244号	請求事項不明の補正依頼分ならず。大市民第6121号(職員まとめ)ならば、大福祉第3281号決定する市民の声No.7点を合致するもの保有分抜粹求める。尚、大総務監第54号基づいた「通知書A」も有。前記誤りなら、保有分全求める。	平成26年2月10日 付け大総務第e-264号 開示請求 却下決定	開示請求書に記載された内容が不明確であったことから、平成26年1月27日付けで大阪市個人情報保護条例第18条第3項に基づき補正を依頼し、同年2月5日付けで補正依頼に対する回答書の提出があったが、当該回答書の記載内容では開示請求に係る保有個人情報が特定できないことから、同条第1項に規定された請求要件を満たしていないと認められるため	平成26年3月12日	答申無く、「棄却」「却下」決定書を最近初め、審査会が、情報不足に有る。大福祉第3281号「開」(本件、通知書上表記する市民の声No.7点)とうりの収集上作成点有「不服申立書」の確認理由「一般的な不不満」扱いや、「諮」との整合性確認要す為、「公」「開」求める。職員の不都合際は、「却下」理由をそれぞれ続ける。※情報提供拒否続ける。表記する「保護課異議申立人の件」見解(非該当より、発行不適切、回答書使用せず、等)を承知の上、否定する「記者会見」するのは、条例上反す(個人情報保護条例第6・13条)為、「公」「開」求める。※大福祉第3285号「不非開示」(非該当者示す)・大生支第470号「不非開示」(〃)法令ト「非該当」見解。
8	平成25年度 諮問受理第128号	平成26年3月31日 付け大総務第e-290号	平成26年1月17日	市民の声No.1101-10570-001-01(H23.5/18)、1101-10589-001-01(H23.8/17)、1201-11353-001-01(H24.3/15)、1220-20116-001-01(H24.5/17)、1101-10043-001-01(H23.2/9)、1001-12322-001-01(H22.8/20)、1101-10829-001-01(H23.5/10)以上の7点回答は、大総務第e-3・e-26号との相当な異なり有る為、大総務第e-3・e-26号(職員作成)の自己情報「他法の件」求める。→総務局へ請求する。個人情報取り扱い条例上、「正確」「最新の状態」規定有。	総務局行政課(情報公開グループ)	平成26年1月27日 付け大総務第e-246号	回答書の提出なし	平成26年2月14日 付け大総務第e-267号 開示請求 却下決定	開示請求書に記載された内容が不明確であったことから、平成26年1月27日付けで大阪市個人情報保護条例第18条第3項に基づき補正を求めたが、補正に対する回答書の提出がなく、当該請求書の記載内容では開示請求に係る保有個人情報が特定できないことから、同条第1項に規定された請求要件を満たしていないと認められるため	平成26年3月12日	答申無く、「棄却」「却下」決定書を最近初め、審査会が、情報不足に有る。大福祉第3281号「開」(本件、通知書上表記する市民の声No.7点)とうりの収集上作成点有「不服申立書」の確認理由「一般的な不不満」扱いや、「諮」との整合性確認要す為、「公」「開」求める。職員の不都合際は、「却下」理由をそれぞれ続ける。※情報提供拒否続ける。表記する「保護課異議申立人の件」見解(非該当より、発行不適切、回答書使用せず、等)を承知の上、否定する「記者会見」するのは、条例上反す(個人情報保護条例第6・13条)為、「公」「開」求める。※大福祉第3285号「不非開示」(非該当者示す)・大生支第470号「不非開示」(〃)法令ト「非該当」見解。
9	平成26年度 諮問受理第4号	平成26年4月21日 付け大生保生第68号	平成26年1月17日	「個人情報保護条例解釈・運用の手引き」との取扱い異なる「不」非開の上「不承認」が、「補正依頼」の上「請求満たさず」「特定出来ず」等々の数々続くが、何を自己情報「正確」当然なのかを①生野区役所「大生保生第33・640号」(職員)決定する私の分求める。	生野区役所保健福祉課(生活支援)	平成26年1月28日 付け大生保生第1221号	補正に応じない旨の回答あり	平成26年2月5日 付け大生保生第1252号 開示請求 却下決定	開示請求書に記載された内容では、本件請求に係る保有個人情報の特定ができなかったため、平成26年1月28日に補正を依頼したが、同年2月3日に補正に応じない旨の回答があり、本件請求に係る保有個人情報の特定ができず、請求の要件を満たさないため。	平成26年3月24日	実施機関主張有、発行(H20.3/26)理由置いている為、「不」処分は、不適切。「法令」主張から、「公」決定は、当然の法理により、処分の取り消しを「事実行為」とうり、求める。実施機関は、「整合性」計れずの争い続けている。大健福第6515号「法令外発行」(〇〇・〇〇)H20.3/26区実施理由より、本件「不」一致だが、大生保生第399号主張「法第25条2項」基づいた発行は矛盾。大生支第470号「他法他施策検討依頼通知」不非開示より、「他法異議申立人の件」法令外一致。(大生保生第218号「開」答申(審議会)有。)
10	平成26年度 諮問受理第31号	平成26年6月17日 付け大生保生第310号	平成26年3月24日	生野区役所生活支援「レセプト」「医療要否意見書」「ケース記録票」3課保有内、記入以外の分私の分求める。	生野区役所保健福祉課(生活支援)	平成26年4月3日 付け大生保生第6号	回答書の提出なし	平成26年4月21日 付け大生保生第86号 開示請求 却下決定	開示請求書に記載された内容では、本件請求に係る保有個人情報の特定ができなかったため、平成26年4月3日補正の依頼をしたが、回答期限である5月23日までに補正依頼に対する回答書の提出がなかったため、本件請求に係る保有個人情報の特定ができず、請求の要件を満たさないため。	平成26年5月7日	処分の取り消しを求め、「社援保発第0324号」・「社援第2700号(大健福第6151号「決定書」)・「社発第727号」第2・7(第1・3・4・5・6も合わせて)、「改訂増補生活保護法の解釈と運用」の正常化する情報公開制度(情報公開法等々)機能回復せよ。医療無資格者の6・7行政指導(発行)は、医師法違反。(CWの診断行為)大福祉第3450・3446・3571・3572・3750・3751・4516・4517号「不非公開」件は、大生保生第1055号・1099・1170・1313・1317・1168号「公」件、大生保生第1057号・1086号「公」件、大生保生第1263・1265・1294号「公」件、等々「大健こ第145・258・580号(不非公開)」法第125号所管見解を相違や「社発第727号」却下は、<大正保生第1440号「不非開示」件>相違有。第7-2の「矛盾」有。
11	平成26年度 諮問受理第48号	平成26年7月31日 付け大生保生第530号	平成26年5月7日	〇〇診療所の回答書「不承認」大生保生第399号決定時点の私の個人情報、各「不承認」時点の各件決定時私の個人情報求める。(大生保生第1440号「不非開示(H)」)	生野区役所保健福祉課(生活支援)	平成26年5月14日 付け大生保生第170号	回答書の提出なし	平成26年5月29日 付け大生保生第235号 開示請求 却下決定	開示請求書に記載された内容では、本件請求に係る保有個人情報の特定ができなかったため、平成26年5月14日補正の依頼をしたが、回答期限である5月23日までに補正依頼に対する回答書の提出がなかったため、本件請求に係る保有個人情報の特定ができず、請求の要件を満たさないため。	平成26年7月3日	処分の取り消しを求め、「不非開示」件は、「開示」する特定せよ、並びに、「補正依頼」逃げ口上以前の「6・7貼る見解」決定から発行(行政指導)実施したのは生野区の為、「生野区」決定根拠を私は不承知(不知)故、補正出来ず「補正依頼」拒否。「精神疾患」具体化するもの私の個人情報要す、並びに、「特定する」法的義務負う。〇〇CW見解「6・7貼る」行政指導「発行」する法律上義務福祉局生野区双方負う。※大福祉第4869号・大生保生第161号「決定書」上の主張有。
12	平成26年度 諮問受理第49号	平成26年7月31日 付け大生保生第532号	平成26年5月7日	大生総第52(84)号「作成時点」の私の個人情報求める。「不承認」決定時点の私の個人情報求める。大生総第106号「通知書A」主張時点の私の個人情報求める。	生野区役所保健福祉課(生活支援)	平成26年5月14日 付け大生保生第171号	回答書の提出なし	平成26年5月29日 付け大生保生第236号 開示請求 却下決定	開示請求書に記載された内容では、本件請求に係る保有個人情報の特定ができなかったため、平成26年5月14日に補正の依頼をしたが、回答期限である5月23日までに補正依頼に対する回答書の提出がなかったため、本件請求に係る保有個人情報の特定ができず、請求の要件を満たさないため。	平成26年7月3日	処分の取り消しを求め、「不非開示」件は、「開示」する特定せよ、並びに、「補正依頼」逃げ口上以前の「6・7貼る見解」決定から発行(行政指導)実施したのは生野区の為、「生野区」決定根拠を私は不承知(不知)故、補正出来ず「補正依頼」拒否。「精神疾患」具体化するもの私の個人情報要す、並びに、「特定する」法的義務負う。〇〇CW見解「6・7貼る」行政指導「発行」する法律上義務福祉局生野区双方負う。※大福祉第4869号・大生保生第161号「決定書」上の主張有。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 開示請求に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及び内容その他保有個人情報を特定するに足る事項	(お) 担当	(か) 補正依頼	(き) 補正依頼に対する回答	(く) 決定	(け) 却下する理由	(こ) 異議申立て年月日	(さ) 異議申立ての趣旨及び理由
13	平成26年度 諮問受理第50号	平成26年7月31日 付け大生保生第 534号	平成26年5月19日	大生保生第170号「大生保生第1440号(H25.3/29)、108号(H25.4/25)、635号(H25.8/23)、912号(H25.11/5)不非開示「件」等々が、「無作為」示す上、〇〇CW見解6・7「可」行政指導H20.3/26当時以降の「不承認」同伴が、私の個人情報不明を明白前提の「該当者」主張するもの求める。	生野区役所保健福祉課(生活支援)	平成26年5月21日 付け大生保生第 205号	回答書の提出なし	平成26年6月11日 付け大生保生第 296号 開示請求 却下決定	開示請求書に記載された内容では、本件請求に係る保有個人情報の特定ができなかったため、平成26年5月21日に補正の依頼をしたが、回答期限である6月4日までに補正依頼に対する回答書の提出がなかったため、本件請求に係る保有個人情報の特定ができず、請求の要件を満たさないため。	平成26年7月3日	処分の取り消し求める、「不非開示」件は、「開示」する特定せよ、並びに、「補正依頼」逃げ口上以前の「6・7貼る見解」決定から発行(行政指導)実施したのは生野区の為、「生野区」決定根拠を私は不承知(不知)故、補正出来ず「補正依頼」拒否。「精神疾患」具体化するもの私の個人情報要す、並びに、「特定する」法的義務を負う。〇〇CW見解「6・7貼る」行政指導「発行」する法律上義務福祉局生野区双方負う。 ※大福祉第4869号・大生保生第161号「決定書」上の主張有。
14	平成26年度 諮問受理第59号	平成26年8月4日 付け大総務第e- 139号	平成26年5月19日	大総務第e-3・e-26号「件」消費者相談記録「件」合致するもの(点)(一致点)求める。※「事業者」件	総務局行政課(情報公開グループ)	平成26年5月26日 付け大総務第e- 53号	回答書の提出なし	平成26年6月16日 付け大総務第e- 62号 開示請求却 下決定	開示請求書に記載された内容が不明確であったことから、平成26年5月26日付けで補正を求めたところ、補正に対する回答書の提出がなく、当該請求書の記載内容では開示請求に係る保有個人情報が特定できないことから、大阪市個人情報保護条例第18条第1項に規定された請求要件を満たしていないと認められるため	平成26年7月3日	「市民」を疑義持つ行為続き、「職員」厚遇従制行政必至。処分取り消し拒否は、「特定」作業の接遇欠如する「窓口」対応の冷遇続く。答申「件」の情報収集源は、職員選定。職員の義務、市民の権利、「逆転」市民の声No.1306-20012-001-01(人事室人事課)見解とうり、「整合性」「一慣性」の精査への義務「信義則」基づく、注意義務を負う。法的義務・法的責任は、地公法第32条からも明らかである。
15	平成26年度 諮問受理第60号	平成26年8月4日 付け大総務第e- 140号	平成26年5月19日	大総務第e-3・e-26号「件」大市民第6110号「件」合致するもの(点)(一致点)求める。※「弁護士の回答」件	総務局行政課(情報公開グループ)	平成26年5月26日 付け大総務第e- 54号	回答書の提出なし	平成26年6月16日 付け大総務第e- 63号 開示請求却 下決定	開示請求書に記載された内容が不明確であったことから、平成26年5月26日付けで補正を求めたところ、補正に対する回答書の提出がなく、当該請求書の記載内容では開示請求に係る保有個人情報が特定できないことから、大阪市個人情報保護条例第18条第1項に規定された請求要件を満たさないと認められるため	平成26年7月3日	「市民」を疑義持つ行為続き、「職員」厚遇従制行政必至。処分取り消し拒否は、「特定」作業の接遇欠如する「窓口」対応の冷遇続く。答申「件」の情報収集源は、職員選定。職員の義務、市民の権利、「逆転」市民の声No.1306-20012-001-01(人事室人事課)見解とうり、「整合性」「一慣性」の精査への義務「信義則」基づく、注意義務を負う。法的義務・法的責任は、地公法第32条からも明らかである。
16	平成26年度 諮問受理第61号	平成26年8月4日 付け大総務第e- 141号	平成26年5月19日	大生総第52(84)号(〇〇開き取り書面)、大生総第106号(通知書A)大健福第6054・1098号(〇〇書面)、大生保生第33・640号(〇〇書面)大市民第6121号(〇〇書面)、大総務監第54号(通知書A)大総務第e-3・e-26号(〇〇書面)、各件の合致(一致)点求める。※「神経症」件	総務局行政課(情報公開グループ)	平成26年5月26日 付け大総務第e- 55号	回答書の提出なし	平成26年6月16日 付け大総務第e- 64号 開示請求却 下決定	開示請求書に記載された内容が不明確であったことから、平成26年5月26日付けで補正を求めたところ、補正に対する回答書の提出がなく、当該請求書の記載内容では開示請求に係る保有個人情報が特定できないことから、大阪市個人情報保護条例第18条第1項に規定された請求要件を満たさないと認められるため	平成26年7月3日	「市民」を疑義持つ行為続き、「職員」厚遇従制行政必至。処分取り消し拒否は、「特定」作業の接遇欠如する「窓口」対応の冷遇続く。答申「件」の情報収集源は、職員選定。職員の義務、市民の権利、「逆転」市民の声No.1306-20012-001-01(人事室人事課)見解とうり、「整合性」「一慣性」の精査への義務「信義則」基づく、注意義務を負う。法的義務・法的責任は、地公法第32条からも明らかである。
17	平成26年度 諮問受理第62号	平成26年8月4日 付け大総務第e- 142号	平成26年5月19日	大総務第e-9号(e-3号、e-26号)の私の個人情報抜粋した事案件「大情審査第322号」分求める。	総務局行政課(情報公開グループ)	平成26年5月26日 付け大総務第e- 56号	回答書の提出なし	平成26年6月16日 付け大総務第e- 65号 開示請求却 下決定	開示請求書に記載された内容が不明確であったことから、平成26年5月26日付けで補正を求めたところ、補正に対する回答書の提出がなく、当該請求書の記載内容では開示請求に係る保有個人情報が特定できないことから、大阪市個人情報保護条例第18条第1項に規定された請求要件を満たさないと認められるため	平成26年7月3日	「市民」を疑義持つ行為続き、「職員」厚遇従制行政必至。処分取り消し拒否は、「特定」作業の接遇欠如する「窓口」対応の冷遇続く。答申「件」の情報収集源は、職員選定。職員の義務、市民の権利、「逆転」市民の声No.1306-20012-001-01(人事室人事課)見解とうり、「整合性」「一慣性」の精査への義務「信義則」基づく、注意義務を負う。法的義務・法的責任は、地公法第32条からも明らかである。
18	平成26年度 諮問受理第63号	平成26年8月5日 付け大総務第e- 148号	平成26年5月7日	大政第199号「部公」不服申立て実施する為、再請求する。又は、一致する「理由説明書」求める。(職員は、「異議申立人」明示を個人情報主張有)	総務局行政課(情報公開グループ)	平成26年5月19日 付け大総務第e- 44号	補正に応じない旨の回答あり	平成26年5月26日 付け大総務第e- 52号 開示請求却 下決定	開示請求書に記載された保有個人情報特定するに足る事項が不明確であることから、平成26年5月19日付けで補正を求めたところ、同月23日付けで請求者から補正に応じない旨の回答があり、大阪市個人情報保護条例第18条第1項に規定された請求要件を満たしていないと認められるため	平成26年7月14日	「不」件は、「公却(権利の濫用)」順次実施する多数件の法的根拠不明。そもそも、「自立支援医療」申請欠如する「異議申立人件」を自立支援医療主張する記者会見違法。(非該当者「異議申立人」承知の元に、該当者会見)「権利の濫用」の客観的判断し得る職員研修資料欠如ならば、「主観的」公却下を不当行為示す。「記者会見」する法的根拠不明続く「補正依頼」請求満たさず常時が、情報提供等の拒否示す。
19	平成26年度 諮問受理第64号	平成26年8月7日 付け大総務第e- 163号	平成26年6月10日	「弁護士回答不満」主張する大総務第e-3、e-26号、e-9号は、大市民第6110号(〇〇弁護士相談記録票、〇〇弁護士相談記録票、〇〇弁護士相談記録票、〇〇弁護士相談記録票、〇〇弁護士相談記録票、〇〇弁護士相談記録票)「件」の合致求める。	総務局行政課(情報公開グループ)	平成26年6月19日 付け大総務第e- 72号	回答書の提出なし	平成26年7月8日 付け大総務第e- 107号 開示請求 却下決定	開示請求書に記載された内容が不明確であったことから、平成26年6月19日付けで補正を求めたところ、補正に対する回答書の提出がなく、当該請求書の記載内容では開示請求に係る保有個人情報が特定できないことから、大阪市個人情報保護条例第18条第1項に規定された請求要件を満たしていないと認められるため	平成26年7月14日	処分の取り消しを行い、「速やかに」答申「件」(e-107号)や「組織パフォーマンス(連帯責任)」果たすべく、「連携」示す合致(e-108号)決定せよ。民法第723・724条争うものとする。大市民第6277号「不非開示」件の不一致「大総務第e-107号」件。「記者会見」する法的責務より、収集する答申「件」特定出来るのは、法的義務からも、明らか。まさか、「個人の識見」程度の「記者会見」有り得ず。大福祉第899号「不非開示」件の不一致「大総務第e-108号」件。大市民啓第38号「件」不一致。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 開示請求に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及び内容その他保有個人情報を特定するに足る事項	(お) 担当	(か) 補正依頼	(き) 補正依頼に対する回答	(く) 決定	(け) 却下する理由	(こ) 異議申立て年月日	(さ) 異議申立ての趣旨及び理由
20	平成26年度 諮問受理第65号	平成26年8月7日 付け大総務第e-164号	平成26年6月10日	大総務第e-3号、e-26号、e-9号(〇〇書面)「件」(と)が、(は)、大生総第84・52号「件」(〇〇聞き取り書面)大生総第106号 大総務監第54号「件」(通知書A「〇〇主張」) 大健福第6054・1098号「件」(〇〇書面) 大市民第6121号「件」(〇〇書面)の合致「件」求む。	総務局行政課(情報公開グループ)	平成26年6月19日 付け大総務第e-73号	補正に応じない旨の回答あり	平成26年7月8日 付け大総務第e-108号 開示請求却下決定	開示請求書に記載された内容が不明確であったことから、平成26年6月19日付けで補正を求めたところ、同年7月3日付けで請求者から補正に応じない旨の回答があり、当該請求書の記載内容では開示請求に係る保有個人情報が特定できないことから、大阪市個人情報保護条例第18条第1項に規定された請求要件を満たさないと認められるため。	平成26年7月14日	処分の取り消しを行い、「速やかに」答申「件」(e-107号)や「組織パフォーマンス(連帯責任)」果たすべく、「連携」示す合致(e-108号)決定せよ。民法第723・724条争うものとする。 大市民第6277号「不非開示」件の不一致「大総務第e-107号」件。 「記者会見」する法的責務より、収集する答申「件」特定出来るのは、法的義務からも、明らか。まさか、「個人の識見」程度の「記者会見」有り得ず。大福祉第899号「不非開示」件の不一致「大総務第e-108号」件。大市民啓第38号「件」不一致。
21	平成26年度 諮問受理第66号	平成26年8月13日 付け大政第e-26号	平成26年5月7日	市役所「広聴」の市民の声請求(別紙「直近」件)の取り扱い異議申立人の見解分かるもの求める。	政策企画室広聴担当	平成26年5月9日 付け大政第e-5号	回答書の提出なし	平成26年5月30日 付け大政第e-10号 開示請求却下決定	開示請求書に記載された内容が不明確であったことから、平成26年5月9日付けで大阪市個人情報保護条例第18条第3項に基づき補正を求めたが、補正に対する回答書の提出がなく、当該請求書の記載内容では開示請求に係る保有個人情報が特定できないことから、同条第1項に規定された請求要件を満たしていないと認められるため。	平成26年7月14日	処分の取り消しを行い、速やかに、「収集」中からの特定せよ。 「道義的責任(地公法第29条)」法的根拠に、「適法行為」満たす個人情報要す。 「本庁課」と争う、生野区生活支援(〇〇)大生支第470号「不非開示(他法他施策検討依頼通知欠如)」件の平成22年2月17日決定事項は、保護課見解する非該当者示され、大福祉第328号「市民の声6点(回答)」でも、保護課は、再三、生野区不摘切見解示すが、生野区は、争う。
22	平成26年度 諮問受理第67号	平成26年8月13日 付け大政第e-27号	平成26年6月10日	政策企画室広聴は、「市民の声」(非該当者)が「理由説明書」(該当者)との相違する承知の元、市民対応せず、道義的責任拒否の為、「第12章」F4の特定せよ。(私の件)	政策企画室広聴担当	平成26年6月13日 付け大政第e-13号	回答書の提出なし	平成26年7月4日 付け大政第e-18号 開示請求却下決定	開示請求書に記載された内容が不明確であったことから、平成26年6月13日付けで大阪市個人情報保護条例第18条第3項に基づき補正を求めたが、回答期限までに補正依頼に対する回答書の提出がなく、当該請求書の記載内容では開示請求に係る保有個人情報が特定できないことから、同条第1項に規定された請求要件を満たしていないと認められるため。	平成26年7月14日	処分の取り消しを行い、速やかに、「収集」中からの特定せよ。 「道義的責任(地公法第29条)」法的根拠に、「適法行為」満たす個人情報要す。 「本庁課」と争う、生野区生活支援(〇〇)大生支第470号「不非開示(他法他施策検討依頼通知欠如)」件の平成22年2月17日決定事項は、保護課見解する非該当者示され、大福祉第328号「市民の声6点(回答)」でも、保護課は、再三、生野区不摘切見解示すが、生野区は、争う。
23	平成26年度 諮問受理第72号	平成26年8月18日 付け大市第16号	平成26年6月10日	大市第86号「開却」(特定不可)より、「神経症」該当する法律上分かるものに基づいた「該当者」異議申立人示すもの求める。「福祉のあらまし」(冊子)参照せよ。	市政改革室総合調整担当	平成26年6月13日 付け大市第8号	回答書の提出なし	平成26年7月2日 付け大市第10号 開示請求却下決定	開示請求書に記載された内容が不明確であったことから、平成26年6月13日付けで補正を求めたところ、補正に対する回答書の提出がなく、当該請求書の記載内容では開示請求に係る保有個人情報が特定できないことから、大阪市個人情報保護条例第18条第1項に規定された請求要件を満たしていないと認められるため。	平成26年7月14日	処分の取り消しを行い、速やかに、「収集」中からの特定せよ。 「道義的責任(地公法第29条)」法的根拠に、「適法行為」満たす個人情報要す。 「本庁課」と争う、生野区生活支援(〇〇)大生支第470号「不非開示(他法他施策検討依頼通知欠如)」件の平成22年2月17日決定事項は、保護課見解する非該当者示され、大福祉第328号「市民の声6点(回答)」でも、保護課は、再三、生野区不摘切見解示すが、生野区は、争う。
24	平成26年度 諮問受理第75号	平成26年8月26日 付け大総務監第41号	平成26年7月3日	大総務監第54号(が)は(の)、大総務第e-3号・e-26号 e-9号「〇〇書面」大生総第84・52号「〇〇聞き取り書面」大生総第106号「〇〇主張する通知書A」大市民第6121号「〇〇書面」合致求める。	総務局監察課	平成26年7月11日 付け大総務監第26号	回答書の提出なし	平成26年7月31日 付け大総務監第30号 開示請求却下決定	開示請求書に記載された内容が不明確であったことから、平成26年7月11日付けで大阪市個人情報保護条例第18条第3項に基づき補正を求めたが、補正依頼に対する回答がなく、同条第1項に規定された請求要件である開示請求に係る保有個人情報が特定できないと認められるため。	平成26年8月7日	「ICD-10」大阪市所属運用マニュアル(大阪市総合福祉システム)、「福祉のあらまし」(冊子)自立支援医療部分「重度かつ継続する高額治療者」法令等々有。 「大生総第106号」合致不明は、同通知書Aの不当性有。 「通報についての連絡」(通知書A)調査資料大生総第106号・大総務監第54号は、「〇〇主張」記載から、大生総第84・52号「〇〇聞き取り書面」、大健福第6054・1098号「〇〇書面」〇〇確認、大市民第6151号「〇〇書面」〇〇確認or〇〇確認、合致要す。
25	平成26年度 諮問受理第77号	平成26年9月4日 付け大生保生第732号	平成26年6月10日	大生総第106号・大総務監第54号通知書A「〇〇主張」(と)が、(は)大生総第84・52号(〇〇聞き取り書面)大総務第e-3号・e-26・e-9号(〇〇書面)大健福第6054・1098号「件」(〇〇書面)大市民第6121号「件」(〇〇書面)の合致求む。	生野区役所保健福祉課(生活支援)	平成26年6月20日 付け大生保生第353号	補正に応じない旨の回答あり	平成26年7月9日 付け大生保生第416号 開示請求却下決定	開示請求書に記載された内容では、本件請求に係る保有個人情報の特定ができなかったため、平成26年6月20日に補正の依頼をしたが、7月3日に補正に応じないとする回答があったため、本件請求に係る保有個人情報が特定できず、請求の要件を満たさないため。	平成26年7月31日	「6・7貼る」法的責任満たすもの欠如は、6・7貼る違法行為明白。 「特定」する開示求める。「法第25条1項」「法第50条」根拠「法第4条」主張。 「他法他施策の活用」する生野区6・7該当指導(貼る)大個審答申第69号「大生保生第399号」不承認件の理由説明書(大生保生第825号)が、指定医療機関の義務規定「法第50条」主張、又、「社健保発第0330001号1-4(2)③ア」主張もあり、医師の法的義務・責任問う「行政指導に従え」実施した6・7貼る発行H20. 3/26有。
26	平成26年度 諮問受理第78号	平成26年9月4日 付け大生保生第734号	平成26年6月10日	大生総第84・52号「件」(と)が、(は)大生総第106号大総務監第54号「件」(通知書A「〇〇主張」)大総務第e-3号・e-26・e-9号「件」(〇〇書面)大健福第6054・1098号「件」(〇〇書面)大市民第6121号「件」(〇〇書面)の合致求む。	生野区役所保健福祉課(生活支援)	平成26年6月20日 付け大生保生第354号	補正に応じない旨の回答あり	平成26年7月9日 付け大生保生第417号 開示請求却下決定	開示請求書に記載された内容では、本件請求に係る保有個人情報の特定ができなかったため、平成26年6月20日に補正の依頼をしたが、7月3日に補正に応じないとする回答があったため、本件請求に係る保有個人情報の特定ができず、請求の要件を満たさないため。	平成26年7月31日	「6・7貼る」法的責任満たすもの欠如は、6・7貼る違法行為明白。 「特定」する開示求める。「法第25条1項」「法第50条」根拠「法第4条」主張。 「他法他施策の活用」する生野区6・7該当指導(貼る)大個審答申第69号「大生保生第399号」不承認件の理由説明書(大生保生第825号)が、指定医療機関の義務規定「法第50条」主張、又、「社健保発第0330001号1-4(2)③ア」主張もあり、医師の法的義務・責任問う「行政指導に従え」実施した6・7貼る発行H20. 3/26有。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 開示請求に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及び内容その他保有個人情報を特定するに足る事項	(お) 担当	(か) 補正依頼	(き) 補正依頼に対する回答	(く) 決定	(け) 却下する理由	(こ) 異議申立て年月日	(さ) 異議申立ての趣旨及び理由
27	平成26年度 諮問受理第84号	平成26年9月26日 付け大総務監第52号	平成26年8月7日	個人情報保護条例第13条主張の「通知書A」調査資料から、大総務監第30号「開却」（合致不可）は、条例「原則」個人情報正しくが、「矛盾」した件より、再度、合致（整合性）求む。	総務局監察課	平成26年8月13日 付け大総務監第34号	補正に応じない旨の回答あり	平成26年8月26日 付け大総務監第36号 開示請求却下決定	開示請求に記載された内容が不明確であったことから、平成26年8月13日付けで大阪市個人情報保護条例第18条第3項に基づき補正を求めたが、補正依頼に応じない旨の回答があり、当該請求書の記載内容では開示請求に係る保有個人情報が特定できないことから、同条第1項に規定された請求要件を満たしていないと認められるため。	平成26年8月29日	処分の取り消しを行い、大生総第106号合致は、無論の事、大生総第84・52号「〇〇聞き取り書面」医療要否意見書主張も合致当然の事。 「大生保生第636号」開却（特定不可）件 「医療要否意見書」合致欠如ならば、「発行6・7」理由欠如至る。 「社援保発第0330001号」は、「不要」に取り扱い出来ず。（法第50条規定）
28	平成26年度 諮問受理第94号	平成26年10月24日 付け大総務第e-229号	平成26年7月14日	大総務第e-107号「開却」は、「弁護士の回答不満」分かるもの欠如満ち、並びに、大情審答申第332号「件」の主張している情報公開Gの認識すもの答申「件」特定せよ。（ダイバシティー「件」あたり） ※おそらく、「大市民第6148・6005・6014号」不非公開件の弁護士回答法的根拠欠如する不服申立て実施の批判と考える。「個人の識見」件同類のもの。	総務局行政課（情報公開グループ）	平成26年7月22日 付け大総務第e-122号	補正に応じない旨の回答あり	平成26年8月7日 付け大総務第e-169号 開示請求却下決定	開示請求に記載された保有個人情報を特定するに足る事項が不明確であることから、平成26年7月22日付けで補正を求めたところ、同年8月4日付けで請求者から補正に応じない旨の回答があり、大阪市個人情報保護条例第18条第1項に規定された請求要件を満たしていないと認められるため	平成26年9月29日	大総務第e-3・e-26・e-9号「〇〇書面」件・e-195号「公」件（H26. 9/10）・e-128号「公」件（H26. 7/24）は、条例上の「整合性」が不明確かつ不的確の為、地公法第28・29・30・31・32・33・34・35条規定の当然の法理を判明せず。 ＜大生支第470号不非開示件と大情審答申第272号の整合性。人事室の「理由説明書（最大限のパフォーマンス）・市政改革室の「理由説明書（最大限のパフォーマンス）」負う市政の有り方分からず、原則「整合性・一貫性」を「職員」個々の免責する市規定求める。又、法律等々「免除」求める。
29	平成26年度 諮問受理第95号	平成26年10月24日 付け大総務第e-230号	平成26年7月31日	大総務第e-115・e-116号「決定書」の個人情報取り扱い方は、私の何が、自立支援医療分かを特定してから正当化出来るもの、自立支援医療の示すもの求める！	総務局行政課（情報公開グループ）	平成26年8月7日 付け大総務第e-167号	回答書の提出なし	平成26年8月28日 付け大総務第e-185号 開示請求却下決定	開示請求に記載された内容が不明確であることから、平成26年8月7日付けで補正を求めたところ、補正に対する回答書の提出がなく、当該請求書の記載内容では開示請求に係る保有個人情報が特定できないことから、大阪市個人情報保護条例第18条第1項に規定された請求要件を満たさないと認められるため	平成26年9月29日	大総務第e-3・e-26・e-9号「〇〇書面」件・e-195号「公」件（H26. 9/10）・e-128号「公」件（H26. 7/24）は、条例上の「整合性」が不明確かつ不的確の為、地公法第28・29・30・31・32・33・34・35条規定の当然の法理を判明せず。 ＜大生支第470号不非開示件と大情審答申第272号の整合性。人事室の「理由説明書（最大限のパフォーマンス）・市政改革室の「理由説明書（最大限のパフォーマンス）」負う市政の有り方分からず、原則「整合性・一貫性」を「職員」個々の免責する市規定求める。又、法律等々「免除」求める。
30	平成26年度 諮問受理第97号	平成26年10月24日 付け大生保生第1006号	平成26年7月3日	大生保生第33・640・218号「自立支援医療の適用指導しました。」の「理由説明書」「市民の声（回答）」「ケース記録票」を全部全点求める。（医療費適用する「レセプト」欠如）	生野区役所保健福祉課（生活支援）	平成26年7月14日 付け大生保生第435号	補正に応じない旨の回答あり	平成26年7月31日 付け大生保生第525号 開示請求却下決定	開示請求に記載された内容では、本件請求に係る保有個人情報の特定ができなかったため、平成26年7月14日に補正の依頼をしたが、7月28日に補正に応じないとする回答があった。また、回答書の補正内容欄に記載があったが、その内容も不明確なものであり、本件請求に係る保有個人情報の特定ができず、請求の要件を満たさないため。	平成26年8月29日	大情審答申第272号別表1の市民の声回答5点中「市民の声No.0967-10056-001-01」生活保護手帳P.338「精神医療取扱要領」判定6・7貼る主張は、社援第1533号「不」（非公開）件相違有。「社発第727号」第2・第7「精神医療取扱要領」規定中「神経症」欠如。 大生保生第547・604・624号「不非公開（「神経症」規定欠如・「神経症」該当資料欠如）、件は、大情審答申第332号「件」・大個審答申第57号「大生支第470号」不非開示件有。「自立支援医療」申請欠如する異議申立人。（「他法活用検討依頼通知」欠如＝大健福第1916・1918・3954・3955号「公」件私の分欠如具体化有）
31	平成26年度 諮問受理第98号	平成26年10月24日 付け大生保生第1008号	平成26年7月3日	大生支第470号「不非開示」件、大生保生第912・935件「不非開示」件の大阪市見解「非該当不可」を大生保生第361・362・363・364号「該当可」医師回答根拠求める。（大生保生第251・1398号「不非開示」件）	生野区役所保健福祉課（生活支援）	平成26年7月14日 付け大生保生第436号	補正に応じない旨の回答あり	平成26年7月31日 付け大生保生第526号 開示請求却下決定	開示請求に記載された内容では、本件請求に係る保有個人情報の特定ができなかったため、平成26年7月14日に補正の依頼をしたが、7月28日に補正に応じないとする回答があった。また、回答書の補正内容欄に記載があったが、その内容も不明確なものであり、本件請求に係る保有個人情報の特定ができず、請求の要件を満たさないため。	平成26年8月29日	大情審答申第272号別表1の市民の声回答5点中「市民の声No.0967-10056-001-01」生活保護手帳P.338「精神医療取扱要領」判定6・7貼る主張は、社援第1533号「不」（非公開）件相違有。「社発第727号」第2・第7「精神医療取扱要領」規定中「神経症」欠如。 大生保生第547・604・624号「不非公開（「神経症」規定欠如・「神経症」該当資料欠如）、件は、大情審答申第332号「件」・大個審答申第57号「大生支第470号」不非開示件有。「自立支援医療」申請欠如する異議申立人。（「他法活用検討依頼通知」欠如＝大健福第1916・1918・3954・3955号「公」件私の分欠如具体化有）
32	平成26年度 諮問受理第99号	平成26年10月24日 付け大生保生第1016号	平成26年7月14日	大生保生第952号「大阪弁護士会からの調査する回答書（人権救済申立）件の合致する理由説明書「審査会様・審議会様」分求める。※「社保第117号」基づく、法第25条2項	生野区役所保健福祉課（生活支援）	平成26年7月22日 付け大生保生第484号	補正に応じない旨の回答あり	平成26年8月11日 付け大生保生第585号 開示請求却下決定	開示請求に記載された内容では、本件請求に係る保有個人情報の特定ができなかったため、平成26年7月22日に補正の依頼をしたが、8月4日に補正に応じないとする回答があった。また、回答書の余白に記載があったが、その内容も不明確なものであり、本件請求に係る保有個人情報の特定ができず、請求の要件を満たさないため	平成26年8月29日	処分の取り消しを求め、「レセプト」「医療要否意見書」6・7貼るもの決定求む。市民の声No.1101-11587-001-01（回答分）（H19. 10/7「医療要否意見書」主張）・1001-10251-001-01・1001-12606-001-01（回答分）（レセプトエラの視点検、H20. 3/25医療要否意見書）主張）右のとおりに、大健福第1238号「公」件・1917号「公」件の区矛盾。 大阪弁護士会へは、「未使用医療券の返還義務ありません」〇〇書面（回答書）でも、社援保発第0330001号I-4(2)③ア後段不正確回答記載有、「通知書A」主張との一貫性欠如。初めは、「通院無く不知」〇〇主張。大福祉第3281号「市民の声6点回答」件・大生第e-43号「市民の声12点回答」件・大政第e-8号「市民の声24区回答分」（H26. 5/26）

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 開示請求に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及び内容その他保有個人情報を特定するに足る事項	(お) 担当	(か) 補正依頼	(き) 補正依頼に対する回答	(く) 決定	(け) 却下する理由	(こ) 異議申立て年月日	(さ) 異議申立ての趣旨及び理由
33	平成26年度 諮問受理第100号	平成26年10月24日 付け大生保生第 1018号	平成26年7月14日	大生総第106号件「通知書A」調査資料から交付の「通報についての連絡（通知書A）」と合致する理由説明書求める。※審議会様・審査会様の分	生野区役所保健福祉課（生活支援）	平成26年7月22日 付け大生保生第 485号	補正に応じない旨の回答あり	平成26年8月11日 付け大生保生第 586号 開示請求 却下決定	開示請求書に記載された内容では、本件請求に係る保有個人情報の特定ができなかったため、平成26年7月22日に補正の依頼をしたが、8月4日に補正に応じないとする回答があった。また、回答書の余白に記載があったが、その内容も不明確なものであり、本件請求に係る保有個人情報の特定ができず、請求の要件を満たさないため	平成26年8月29日	処分の取り消しを求め、「レセプト」「医療要否意見書」6・7貼るもの決定求む。市民の声No.1101-11587-001-01（回答分）（H19.10/7「医療要否意見書」主張）・1001-10251-001-01・1001-12606-001-01（回答分）（レセプトエラのみ点検、H20.3/25医療要否意見書）主張）右のとうりに、大健福第1238号「公」件・1917号「公」件の区矛盾。大阪弁護士会へは、「未使用医療券の返還義務ありません」〇〇書面（回答書）でも、社援保発第0330001号I-4(2)③ア後段不正確回答記載有、「通知書A」主張との一貫性欠如。初めは、「通院無く不知」〇〇主張。大福祉第3281号「市民の声6点回答」件・大生第e-43号「市民の声12点回答」件・大政第e-8号「市民の声24区回答分」（H26.5/26)
34	平成26年度 諮問受理第106号	平成26年10月24日 付け大生保生第 1010号	平成26年7月31日	大総務監第54・55・56・57号「調査資料」通知類（「社援第2700号」「社援保発第0929003号・社援指発第0929001号」「社援保発第0330001号」）の該当する私の個人情報（条例第13条）求める。「社援第2700号」は、大健福第6151号「決定書」とうりである。	生野区役所保健福祉課（生活支援）	平成26年8月7日 付け大生保生第 574号	補正に応じない旨の回答あり	平成26年8月21日 付け大生保生第 636号 開示請求 却下決定	開示請求書に記載された内容では、本件請求に係る保有個人情報の特定ができなかったため、平成26年8月7日に補正の依頼をしたが、8月12日に補正に応じないとする回答があった。また、回答書の余白に記載があったが、その内容も不明確なものであり、本件請求に係る保有個人情報の特定ができず、請求の要件を満たさないため。	平成26年8月29日	大情審答申第272号別表1の市民の声回答5点中「市民の声No.0967-10056-001-01」生活保護手帳P.338「精神医療取扱要領」判定6・7貼る主張は、社援第1533号「不」（非公開）件相違有。「社援第727号」第2・第7「精神医療取扱要領」規定中「神経症」欠如。大生保生第547・604・624号「不非公開（「神経症」規定欠如・「神経症」該当資料欠如）、件は、大情審答申第332号「件」・大個審答申第57号「大生支第470号」不非開示件有。「自立支援医療」申請欠如する異議申立人。（「他法活用検討依頼通知」欠如＝大健福第1916・1918・3954・3955号「公」件私の分欠如具体化有）
35	平成26年度 諮問受理第118号	平成26年11月13日 付け大生総第155号	平成26年8月11日	大生総第137号「利用停止不承認通知書」主張する「条例第6条第3項1号該当する」私の分求む。（大生総第84・52号「件」医療要否意見書主張有）①②③「不」欠如有。	生野区役所総務課	平成26年8月21日 付け大生総第113号	補正に応じない旨の回答あり	平成26年8月28日 付け大生総第117号 開示請求却下決定	開示請求書に記載された内容では、本件請求に係る保有個人情報の特定ができなかったため、平成26年8月21日に補正の依頼をしたが、8月25日に補正に応じないとする回答があった。また、回答書の余白に記載があったが、その内容も不明確なものであり、本件請求に係る保有個人情報の特定ができず、請求の要件を満たさないため	平成26年9月11日	大生支第470号「不非開示（「他法活用検討依頼通知」欠如）」（H22.2/17）件 ☆「第7 精神医療取扱要領」資料P.451～457の厚生省「告示」第4号（H18.1/12）P.455～457※「抑うつ状態」は、ICD-10F3類規定 答申第272号別表2調査資料 「生活保護法医療扶助業務担当非常勤職員（嘱託医師）要綱」6(2) 答申第272号調査資料別表1・2全点
36	平成26年度 諮問受理第135号	平成26年11月28日 付け大生保生第 1186号	平成26年8月29日	大生保生第636・525・526・585・586号「開却」（特定出来ず）」件は、大生保生第825号「理由説明書」根拠不明の為、各件の私の分求める再請求する。生野区は「記載」法律責任負う。	生野区役所保健福祉課（生活支援）	平成26年9月4日 付け大生保生第 747号	補正に応じない旨の回答あり	平成26年9月12日 付け大生保生第 786号 開示請求 却下決定	開示請求書に記載された内容では、本件請求に係る保有個人情報の特定ができなかったため、平成26年9月4日に補正の依頼をしたが、9月9日に補正に応じないとする回答があった。また、回答書の余白等に記載があったが、その内容も不明確なものであり、本件請求に係る保有個人情報の特定ができず、請求の要件を満たさないため	平成26年9月18日	大情審答申第272号「大生支第113号」不件の調査資料別表1・2全点 大個審答申第57号「大生支第470号」不件、及び全件（大生支、大健福） 大個審答申第69号「大生支第399号」不承認件、大情審答申第316号調査資料（大政第188号「公」件） ＜6・7押印違法行為＞ 大情審答申第332号「大健福第5580・6290号」不件、「大健福第1371・1951・2026号」不件、「大生保生第574・604・624号」不件、大情審答申第349号「大生支第902号」不件等々の本人不同意調査規定欠如、「神経症（抑うつ状態）」規定や有るもの欠如、法第50条事例・判例欠如。又、大生保生第579・684号「不非公開」件。
37	平成26年度 諮問受理第142号	平成26年12月12日 付け大人事第19号	平成26年10月23日	大人事第80号「部開」件の市民の声No.1406-20010-001-01回答する「あなたの個人情報」は、原則全開示逸脱の為、「あなた」は、レセプト以外個人情報欠如！私の情報「精神障害者」求む。	人事室総務課	平成26年10月31日 付け大人事第12号	補正に応じない旨の回答あり	平成26年11月11日 付け大人事第13号 開示請求却下決定	開示請求書に記載された保有個人情報を特定するに足る事項が不明確であることから、平成26年10月31日付けで補正を求めたところ、同年11月5日付けで請求者から補正に応じない旨の回答があり、大阪市個人情報保護条例第18条第1項に規定された請求要件を満たしていないと認められるため	平成26年11月14日	大情審答申第332号「大健福第6290号」不件・「大福祉第1951号」不件、答申第345号「大生保生第902号」不件等の否認する総務局・市民局は、法律第123号見解否定判明（大健こ第232号「ICD-10」件）「神経症」が、障害者総合支援法（旧障害者総合支援法）満たすもの特定義務負う。答申事案の否認・否定続く総務局・市民局の不法行為。（地公法違反） 大市民第6121号「〇〇」件は、大市民啓第100号「不承認（条例第6～13条）」件至るが、大個審答申第55・56・57・58・60・62号否認する不法行為。特には、大生支第470号「不非開示（非該当者）」件（H22/17）後の作成する〇〇（H23.2月）行為。自立支援医療取り扱い欠くのを自立支援医療適用主張。（越権かつ不法行為）
38	平成26年度 諮問受理第143号	平成26年12月12日 付け大総務第118号	平成26年10月23日	総務局総務課〇〇係長（人事担当）・〇〇係長（担当 情報公開・広聴）の把握している私の情報求む。←〇〇係長からの引き継ぎもある。	総務局総務課（総務グループ）	平成26年10月31日 付け大総務第93号	補正に応じない旨の回答あり	平成26年11月11日 付け大総務第99号 開示請求却下決定	開示請求書に記載された保有個人情報を特定するに足る事項が不明確であることから、平成26年10月31日付けで補正を求めたところ、同年11月5日付けで請求者から補正に応じない旨の回答があり、大阪市個人情報保護条例第18条第1項に規定された請求要件を満たしていないと認められるため	平成26年11月14日	大情審答申第332号「大健福第6290号」不件・「大福祉第1951号」不件、答申第345号「大生保生第902号」不件等の否認する総務局・市民局は、法律第123号見解否定判明（大健こ第232号「ICD-10」件）「神経症」が、障害者総合支援法（旧障害者総合支援法）満たすもの特定義務負う。答申事案の否認・否定続く総務局・市民局の不法行為。（地公法違反） 大市民第6121号「〇〇」件は、大市民啓第100号「不承認（条例第6～13条）」件至るが、大個審答申第55・56・57・58・60・62号否認する不法行為。特には、大生支第470号「不非開示（非該当者）」件（H22/17）後の作成する〇〇（H23.2月）行為。自立支援医療取り扱い欠くのを自立支援医療適用主張。（越権かつ不法行為）

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 開示請求に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及び内容その他保有個人情報を特定するに足る事項	(お) 担当	(か) 補正依頼	(き) 補正依頼に対する回答	(く) 決定	(け) 却下する理由	(こ) 異議申立て年月日	(さ) 異議申立ての趣旨及び理由
39	平成26年度 諮問受理第144号	平成26年12月12日 付け大総務第124号	平成26年10月23日	総務局は、私を「精神障害者」認定するもの。※大総務第e-3・e-26・e-9号、大総務監第54・55・56号<法律第123号>主張(両課)→※自立支援医療主張有	総務局総務課(総務グループ)	平成26年10月31日 付け大総務第94号	補正に応じない旨の回答あり	平成26年11月11日 付け大総務第97号 開示請求却下決定	開示請求書に記載された保有個人情報 を特定するに足る事項が不明確 であることから、平成26年10月31日 付けで補正を求めたところ、同年11 月5日付けで請求者から補正に応じ ない旨の回答があり、大阪市個人情 報保護条例第18条第1項に規定され た請求要件を満たしていないと認め られるため	平成26年11月14日	大情審査第332号「大健福第6290号」不件・「大福祉第1951号」不件、答申第345号「大生保生第902号」不件等の否認する総務局・市民局は、法律第123号見解否定判明(大健こ第232号「ICD-10」件)「神経症」が、障害者総合支援法(旧障害者総合支援法)満たすもの特定義務を負う。答申事案の否認・否定続く総務局・市民局の不法行為。(地公法違反)。 大市民第6121号「○○」件は、大市民第100号「不承認(条例第6～13条)」件至るが、大個審査第55・56・57・58・60・62号否認する不法行為。特には、大生支第470号「不非開示(非該当者)」件(H2.2/17)後の作成する○○(H23.2月)行為。自立支援医療取り扱い欠くのを自立支援医療適用主張。(越権かつ不法行為)
40	平成26年度 諮問受理第146号	平成27年1月15日 付け大生保生第1402号	平成26年9月11日	①総務局・市民局・生野区の「不明確」主張した分全件求む。(地公法第28・29・32・33・35条等) ②「自立支援医療(精神通院医療)」認定するもの求む。	生野区役所保健福祉課(生活支援)	平成26年9月22日 付け大生保生第800号	補正に応じない旨の回答あり	平成26年9月30日 付け大生保生第837号 開示請求却下決定	開示請求書に記載された内容では、 本件請求に係る保有個人情報の特定 ができなかったため、平成26年9月 22日に補正の依頼をしたが、9月29 日に補正に応じないとする回答があ った。また、回答書の余白等に記 載があったが、その内容も不明確な ものであり、本件請求に係る保有個 人情報の特定ができず、請求の要件 を満たさないため	平成26年10月23日	「ICD-10」大阪市所属運用マニュアル・厚生労働省告示第158号・厚生労働省告示第4号 大情審査第272号調査資料別表1・2調査資料、答申第322号「大健福第6515号」想像・思い込み」件 大生保生第1055・1057・1085・1086・1099・1170・1168・1236・1263・1265・1294・1313・1314・1317号「公」件 大生支第469号「不非開示」件(H20.3/31・4/1ケース記録票) 大福祉第3281号「市民の声6点○○回答」件、市民の声No.1101-12232-001-01(保護課)、1101-11587-001-01(生野区生活支援)、大生総第84・52号「○○聞き取り書面」件、大生保生第574・604・624号「不非公開」件(答申第322号)等々
41	平成26年度 諮問受理第147号	平成27年1月15日 付け大生保生第1404号	平成26年9月11日	大生保生第524号「開却」分からず、再度、各指定医療機関部分「社発第727号」基づくもの求める。(医療扶助の根拠等々)(第3章病状把握について・第3医療扶助実施方式)	生野区役所保健福祉課(生活支援)	平成26年9月22日 付け大生保生第801号	市民の声No.1001-13450-001-01・1101-11486-001-01(病名「抑うつ状態」を総合判断した回答)私の6・7押印根拠示すもの。(個人情報理解するもの) 厚生労働省告示第4号(改正元々の、厚生省告示第123号) 大情審査第272号調査資料別表1回答「社発第727号の第7示す(P.338) <社援第2700号>※大健福第6151号「決定書」別表2「社発第727号」示す。	平成26年9月30日 付け大生保生第838号 開示請求却下決定	開示請求書に記載された内容では本 件請求に係る保有個人情報の特定が できなかったため、平成26年9月22 日に補正の依頼をしたところ、9月29 日に補正に対する回答があった が、当該回答の記載内容が明確かつ 具体的でないため、本件請求に係る 保有個人情報の特定ができず、請求 の要件を満たさないため	平成26年10月23日	「ICD-10」大阪市所属運用マニュアル・厚生労働省告示第158号・厚生労働省告示第4号 大情審査第272号調査資料別表1・2調査資料、答申第322号「大健福第6515号」想像・思い込み」件 大生保生第1055・1057・1085・1086・1099・1170・1168・1236・1263・1265・1294・1313・1314・1317号「公」件 大生支第469号「不非開示」件(H20.3/31・4/1ケース記録票) 大福祉第3281号「市民の声6点○○回答」件、市民の声No.1101-12232-001-01(保護課)、1101-11587-001-01(生野区生活支援)、大生総第84・52号「○○聞き取り書面」件、大生保生第574・604・624号「不非公開」件(答申第322号)等々
42	平成26年度 諮問受理第160号	平成27年1月15日 付け大生保生第1430号	平成26年9月29日	大生保生第416号「合致求む特定不可」件は、大生保生第793号「公却」件が、「特定」合致するかの様に法的根拠「既」に決定あるかの事項より、523号「公却(特定不可)」件等の不整合から、「法第50条」行政指導する私の分求む。	生野区役所保健福祉課(生活支援)	平成26年10月9日 付け大生保生第918号	補正に応じない旨の回答あり	平成26年10月17日 付け大生保生第972号 開示請求却下決定	開示請求書に記載された内容では、 本件請求に係る保有個人情報の特定 ができなかったため、平成26年10月 9日に補正の依頼をしたが、10月14 日に補正に応じないとする回答があ った。また、回答書の余白等に記 載があったが、その内容も不明確な ものであり、本件請求に係る保有個 人情報の特定ができず、請求の要件 を満たさないため	平成26年10月23日	処分の取り消しを求め、「全面謝罪」否認(否定)するもの決定せよ。 H25.3/21「記者会見」するH20.3/26「発行(指導)」理由要す。※行政は、法律根拠要す。 <地公法第28・29・30・31・32・33・34・35条等々法的義務「地公法第32条」示す。 行政サービス最大の努力・市民サービス最善の利益性善説の元での、総務局・生野区役所は事実行為欠く。 ※「不知」「無知」「無学」の免除・免責欠く公務員。
43	平成26年度 諮問受理第161号	平成27年1月15日 付け大生保生第1432号	平成26年9月29日	大生保生第449号「不非開示(大福祉第3281号「市民の声6点○○回答見解争ったことは無い主張)」件より、6点中の生野区適法示すもの特定求む。	生野区役所保健福祉課(生活支援)	平成26年10月9日 付け大生保生第919号	補正に応じない旨の回答あり	平成26年10月17日 付け大生保生第973号 開示請求却下決定	開示請求書に記載された内容では、 本件請求に係る保有個人情報の特定 ができなかったため、平成26年10月 9日に補正の依頼をしたが、10月14 日に補正に応じないとする回答があ った。また、回答書の余白等に記 載があったが、その内容も不明確な ものであり、本件請求に係る保有個 人情報の特定ができず、請求の要件 を満たさないため	平成26年10月23日	処分の取り消しを求め、「全面謝罪」否認(否定)するもの決定せよ。 H25.3/21「記者会見」するH20.3/26「発行(指導)」理由要す。※行政は、法律根拠要す。 <地公法第28・29・30・31・32・33・34・35条等々法的義務「地公法第32条」示す。 行政サービス最大の努力・市民サービス最善の利益性善説の元での、総務局・生野区役所は事実行為欠く。 ※「不知」「無知」「無学」の免除・免責欠く公務員。
44	平成26年度 諮問受理第162号	平成27年1月15日 付け大生保生第1434号	平成26年9月29日	答申第272号調査資料別表1「市民の声No.0967-10056-001-01「生活保護手帳P.338」第7精神医療取扱要領は、厚生省告示第123号改正する厚生労働省告示第4号の私の特定	生野区役所保健福祉課(生活支援)	平成26年10月9日 付け大生保生第920号	補正に応じない旨の回答あり	平成26年10月17日 付け大生保生第974号 開示請求却下決定	開示請求書に記載された内容では、 本件請求に係る保有個人情報の特定 ができなかったため、平成26年10月 9日に補正の依頼をしたが、10月14 日に補正に応じないとする回答があ った。また、回答書の余白等に記 載があったが、その内容も不明確な ものであり、本件請求に係る保有個 人情報の特定ができず、請求の要件 を満たさないため	平成26年10月23日	処分の取り消しを求め、「全面謝罪」否認(否定)するもの決定せよ。 H25.3/21「記者会見」するH20.3/26「発行(指導)」理由要す。※行政は、法律根拠要す。 <地公法第28・29・30・31・32・33・34・35条等々法的義務「地公法第32条」示す。 行政サービス最大の努力・市民サービス最善の利益性善説の元での、総務局・生野区役所は事実行為欠く。 ※「不知」「無知」「無学」の免除・免責欠く公務員。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 開示請求に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及び内容その他保有個人情報を特定するに足りる事項	(お) 担当	(か) 補正依頼	(き) 補正依頼に対する回答	(く) 決定	(け) 却下する理由	(こ) 異議申立て年月日	(さ) 異議申立ての趣旨及び理由
45	平成26年度 諮問受理第164号	平成27年1月19日 付け大政第e-86号	平成26年11月14日	大政第e-60号「開示却下(特定不可)」件(H26. 11/10)は、大個審答申第55・56・57・58・60・62号見解、特に、大生支第470号「不非開示(非該当者示す)」件否認するもの	政策企画室広聴担当	平成26年11月21日 付け大政第e-67号	補正に応じない旨の回答あり	平成26年12月4日 付け大政第e-70号 開示請求却下決定	開示請求書に記載された内容が不明確であったことから、平成26年11月21日付けで大阪市個人情報保護条例第18条第3項に基づき補正を求めたが、同年11月28日付けで申出人から補正依頼に応じない旨の回答があり、当該請求書の記載内容では開示請求に係る保有個人情報特定できないことから、同条第1項に規定された請求要件を満たしていないと認められるため	平成26年12月22日	政策企画室の市民の声回答(例年)する大政第249・329・330・400・401号から抜粋した大政第e-43・e-50号開示同様に行え。総務局は、「プライバシー権侵害」否定するもの決定せよ。市民局は、「不相当」が、法令上の確性示す私の分決定せよ。又、障害者自立支援法規定事項決定せよ。(弁護士・職員の根拠) 大阪市職員基本条例第2章第4条・職員倫理規則 達第3号(24)規定、等々の組織連帯責任(信義則・経験則・注意義務)から、作爲的に「道義的責任(地公法第29条)」負う。現在までは、「共謀行為」明らかである。
46	平成26年度 諮問受理第173号	平成27年2月26日 付け大生保生第1588号	平成26年10月23日	大生保生第837号「開却」は、行政処分する不明瞭・不明確の決定事項計全件回答している為、違反。再度請求は、次の件「大生保生第526・525・527・581・582・809・880・1252・86・524号件585・586・636・786・235・236・296・416・417・714・867・899・955・583・637・823号件(26件)求める。大生総第88・117号件求める。	生野区役所保健福祉課(生活支援)	平成26年10月30日 付け大生保生第1048号	大生保生第714・869・899・955・583・637・823号削除。(H26. 10/3生活支援書面示す)	平成26年11月12日 付け大生保生第1091号 開示請求却下決定	開示請求書に記載された内容は過去に請求に係る保有個人情報を特定できないとして却下したものの再請求であったため、平成26年10月30日に過去の各請求に係る保有個人情報を特定するよう補正の依頼をしたところ、11月5日に補正に対する回答があったが、当該回答の記載内容では本件請求に係る保有個人情報が特定できず、請求の要件を満たさないため	平成26年12月22日	障害者自立支援法違反(当時)する生活保護法第4条違反。(地公法第32 33号違反)「実際存在しない」決定事項が、裁量権欠く為、医師への職権濫用(地公法第33条) 大福祉第3281号「市民の声6点〇〇回答」発行不行為。 「生活保護法医療扶助業務担当非常勤職員(嘱託医師)要綱」6(2)は、精神疾患取り扱い規定が、区役所生活支援規定外示す(答申第272号-第5)(CWは、精神疾患取り扱い) 答申第316号調査資料(大政第188・e-358号)
47	平成26年度 諮問受理第176号	平成27年2月26日 付け大生保生第1594号	平成26年11月28日	大生保生第902号「不」件(答申第345号)は、大生保生第1055号「公」件の第6章他法他施策の活用(法律類表示)や大生保生第1057号「公」件が、大生保生第696号根拠事項の為、私は、「神経症」該当扱いする見解、「整合性」示すもの求める。	生野区役所保健福祉課(生活支援)	平成26年12月9日 付け大生保生第1231号	補正に応じない旨の回答あり	平成26年12月25日 付け大生保生第1320号 開示請求却下決定	開示請求書に記載された内容では、本件請求に係る保有個人情報の特定ができなかったため、平成26年12月9日に補正の依頼をしたが、12月22日に補正に応じないとする回答があった。また、回答書の余白等に記載があったが、その内容も不明確なものであり、本件請求に係る保有個人情報の特定ができず、請求の要件を満たさないため	平成27年1月13日	障害者自立支援法(答申第272号)・大生保生第399号(障害者自立支援法※答申第69号)・大生保生第811号(17件一活「公」件の「自立支援医療(精神通院医療)の概要」を神経症扱う)・答申第316号調査資料・答申第345号(神経症扱う大生保生第1085号「公」件)、等々の答申有。 「権利の濫用」事案全件(各職分)理由等! 疏明資料12点! H22. 2/19「謝罪」巡る全面or一部の水掛論作っている〇〇職員(謝罪席不在)は、全面謝罪じゃありません(大生保生第258号・大生保生第766号「全面謝罪否定理由」不非開示(全面謝罪する記録欠く理由付け)、等々の〇〇CW的確示す争い続ける。但し、通院欠く不知主張有※大生支第469号・73号。218号「ケース記録票H20. 3/31・4/1」(公文書類)
48	平成26年度 諮問受理第177号	平成27年2月26日 付け大生保生第1596号	平成26年11月28日	生野区生活支援は、大生保生第807号「不非開示(神経症性障害否定)件」H26. 9/22大生保生第1066号「精神障害者」否認する不非開示(H26. 11/5)件(※大生支第470号不非開示件H22. 2/17 大個審答申第57号)から、法第25条第2項(保護変更)の照会する理由求める。	生野区役所保健福祉課(生活支援)	平成26年12月9日 付け大生保生第1232号	補正に応じない旨の回答あり	平成26年12月25日 付け大生保生第1321号 開示請求却下決定	開示請求書に記載された内容では、本件請求に係る保有個人情報の特定ができなかったため、平成26年12月9日に補正の依頼をしたが、12月22日に補正に応じないとする回答があった。また、回答書の余白等に記載があったが、その内容も不明確なものであり、本件請求に係る保有個人情報の特定ができず、請求の要件を満たさないため	平成27年1月13日	障害者自立支援法(答申第272号)・大生保生第399号(障害者自立支援法※答申第69号)・大生保生第811号(17件一活「公」件の「自立支援医療(精神通院医療)の概要」を神経症扱う)・答申第316号調査資料・答申第345号(神経症扱う大生保生第1085号「公」件)、等々の答申有。 「権利の濫用」事案全件(各職分)理由等! 疏明資料12点! H22. 2/19「謝罪」巡る全面or一部の水掛論作っている〇〇職員(謝罪席不在)は、全面謝罪じゃありません(大生保生第258号・大生保生第766号「全面謝罪否定理由」不非開示(全面謝罪する記録欠く理由付け)、等々の〇〇CW的確示す争い続ける。但し、通院欠く不知主張有※大生支第469号・73号。218号「ケース記録票H20. 3/31・4/1」(公文書類)
49	平成26年度 諮問受理第178号	平成27年2月26日 付け大生保生第1598号	平成26年12月9日	大生保生第635・636・912・935・950・1396・1397・1398・449・499・501号「不非開示」件等の大生支第470号「不非開示」件(H22. 2/17「答申第57号」)が大生保生第251号「不非開示」件有、行政指導する為のH20. 3/26発行(他法他施策の活用)的確示すもの求める。(自立支援医療)	生野区役所保健福祉課(生活支援)	平成26年12月12日 付け大生保生第1262号	補正に応じない旨の回答あり	平成26年12月25日 付け大生保生第1322号 開示請求却下決定	開示請求書に記載された内容では、本件請求に係る保有個人情報の特定ができなかったため、平成26年12月12日に補正の依頼をしたが、12月22日に補正に応じないとする回答があった。また、回答書の余白等に記載があったが、その内容も不明確なものであり、本件請求に係る保有個人情報の特定ができず、請求の要件を満たさないため	平成27年1月13日	障害者自立支援法(答申第272号)・大生保生第399号(障害者自立支援法※答申第69号)・大生保生第811号(17件一活「公」件の「自立支援医療(精神通院医療)の概要」を神経症扱う)・答申第316号調査資料・答申第345号(神経症扱う大生保生第1085号「公」件)、等々の答申有。 「権利の濫用」事案全件(各職分)理由等! 疏明資料12点! H22. 2/19「謝罪」巡る全面or一部の水掛論作っている〇〇職員(謝罪席不在)は、全面謝罪じゃありません(大生保生第258号・大生保生第766号「全面謝罪否定理由」不非開示(全面謝罪する記録欠く理由付け)、等々の〇〇CW的確示す争い続ける。但し、通院欠く不知主張有※大生支第469号・73号。218号「ケース記録票H20. 3/31・4/1」(公文書類)
50	平成26年度 諮問受理第179号	平成27年2月26日 付け大生保生第1600号	平成26年12月9日	大情審答申第272号調査資料類(別表1・2)の市民の声回答(受付H21. 4/20)する「第7精神医療取扱要領」・市民の声回答(受付H21. 8/14)「障害者自立支援法第4条及び精神保健福祉法第5条」、等の取り扱いする私の分求める。	生野区役所保健福祉課(生活支援)	平成26年12月12日 付け大生保生第1263号	補正に応じない旨の回答あり	平成26年12月25日 付け大生保生第1323号 開示請求却下決定	開示請求書に記載された内容では、本件請求に係る保有個人情報の特定ができなかったため、平成26年12月12日に補正の依頼をしたが、12月22日に補正に応じないとする回答があった。また、回答書の余白等に記載があったが、その内容も不明確なものであり、本件請求に係る保有個人情報の特定ができず、請求の要件を満たさないため	平成27年1月13日	障害者自立支援法(答申第272号)・大生保生第399号(障害者自立支援法※答申第69号)・大生保生第811号(17件一活「公」件の「自立支援医療(精神通院医療)の概要」を神経症扱う)・答申第316号調査資料・答申第345号(神経症扱う大生保生第1085号「公」件)、等々の答申有。 「権利の濫用」事案全件(各職分)理由等! 疏明資料12点! H22. 2/19「謝罪」巡る全面or一部の水掛論作っている〇〇職員(謝罪席不在)は、全面謝罪じゃありません(大生保生第258号・大生保生第766号「全面謝罪否定理由」不非開示(全面謝罪する記録欠く理由付け)、等々の〇〇CW的確示す争い続ける。但し、通院欠く不知主張有※大生支第469号・73号。218号「ケース記録票H20. 3/31・4/1」(公文書類)

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 開示請求に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及び内容その他保有個人情報を特定するに足る事項	(お) 担当	(か) 補正依頼	(き) 補正依頼に対する回答	(く) 決定	(け) 却下する理由	(こ) 異議申立て年月日	(さ) 異議申立ての趣旨及び理由
51	平成26年度 諮問受理第180号	平成27年2月26日 付け大生保生第 1602号	平成26年11月21日	大生保生第1091号「開却（特定できず）」（22件）件は、生活保護法第4条（障害者自立支援法→障害者総合支援法）扱う私の情報求む。（大情審答申第1058号「公」件）	生野区役所保健福祉課（生活支援）	平成26年12月3日 付け大生保生第 1200号	補正に応じない旨の回答あり	平成26年12月16日 付け大生保生第 1270号 開示請求 却下決定	開示請求書に記載された内容では、本件請求に係る保有個人情報の特定ができなかったため、平成26年12月3日に補正の依頼をしたが、12月9日に補正に応じないとする回答があった。また、回答書の余白等に記載があったが、その内容も不明確なものであり、本件請求に係る保有個人情報の特定ができず、請求の要件を満たさないため	平成26年12月22日	整合性欠く為、答申第345号・第5審査会の判断従え。（審査会は適否判断していない）個人情報「自立支援医療」取り扱い欠く〇〇CWには、違法性示す。 「補正依頼」理解不可。〇〇CWの「他法他施策の活用」発行主張有。 生活保護法第4条解釈する障害者自立支援法（大情審答申第272号明示）主張や、大生保生第399号「不承認」件（大個審答申第69号）の障害者自立支援法主張有。 ※「障害者」主張している私の情報である。（法律第123号主張）
52	平成26年度 諮問受理第210号	平成27年3月31日 付け大市民第1080 号	平成26年10月2日	10/1〇〇職員・〇〇職員「不非開示決定」する保有欠如は違いを主張するが、個人情報無い事実同じく。「不」の裁量するもの求める。	市民局総務課（総務グループ）	平成26年10月15日 付け大市民第486 号	補正に応じない旨の回答あり	平成26年10月20日 付け大市民第502 号 開示請求却下 決定	開示請求書の「開示請求に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及び内容その他保有個人情報を特定するに足る事項」欄に記載内容が不明確なため、請求されている情報を特定することができないことから、平成26年10月15日付け大市民第486号により補正依頼を行ったところ、同年10月17日付け補正依頼に対する回答書の提出があったが、補正に応じない旨の回答があり、また、同回答書の「補正後（補正内容）」に記載されている内容からも開示請求されている情報を特定することができないため。	平成26年11月14日	大情審答申第332号「大健福第6290号」不件・「大福祉第1951号」不件、答申第345号「大生保生第902号」不件等の否認する総務局・市民局は、法律第123号見解否定判明（大健こ第232号「ICD-10」件）「神経症」が、障害者総合支援法（旧障害者総合支援法）満たすもの特定義務負う。答申事案の否認・否定続く総務局・市民局の不法行為。（地公法違反）。 大市民第6121号「〇〇」件は、大市民啓第100号「不承認（条例第6～13条）」件至るが、大個審答申第55・56・57・58・60・62号否認する不法行為。特には、大生支第470号「不非開示（非該当者）」件（H22.2/17）後の作成する〇〇（H23.2月）行為。自立支援医療取り扱い欠くのを自立支援医療適用主張。（越権かつ不法行為）
53	平成27年度 諮問受理第25号	平成27年5月22日 付け大人事第9号	平成27年2月19日	人事室が、大生支第470号「不非開示」件（H22.2/17※大個審答申第57号）否定・否認するもの求める。 ※大人事第13号「開却」件は、大個審答申第57号否定・否認。	人事室総務課	平成27年2月24日 付け大人事第26号	補正に応じない旨の回答あり	平成27年3月16日 付け大人事第32号 開示請求却下決定	開示請求書に記載された保有個人情報特定するに足る事項が不明確であることから、平成27年2月24日付けで補正を求めたところ、同年3月6日付けで請求者から補正に応じない旨の回答があり、大阪市個人情報保護条例第18条第1項に規定された請求要件を満たしていないと認められるため	平成27年3月30日	市民の声No.1101-11366-001-01（人事室人事課：〇〇・〇〇）回答「情報の共有をさせていただいております」他にも、「市民の声No.1101-10667-001-01（福祉局保護課：〇〇）回答」供覧有（大政第249号抜粋のe-43号） 面談強要等禁止仮処分命令申立事件の論旨 「苦情」批判する総務局・人事室の申立事件根拠の事実関係的確認すもの決定可能。 職員研修資料（H26年度）局・室分の内訳からも、個人情報総括管理（局）・サービスの原則（室）有。「不知」や「無知」は、不的確及び不適切示す。※供覧の例年「市民の声回答」から認知（熟知）
54	平成27年度 諮問受理第26号	平成27年5月22日 付け大総務第41号	平成27年2月19日	総務局が、大生支第470号「不非開示」件（H22.2/17※大個審答申第57号）否定・否認するもの求める。又、大福祉第899号「不非開示」件否定・否認するもの求める。	総務局総務課（総務グループ）	平成27年2月24日 付け大人事第160 号	補正に応じない旨の回答あり	平成27年3月16日 付け大総務第172 号 開示請求却下 決定	開示請求書に記載された保有個人情報特定するに足る事項が不明確であることから、平成27年2月24日付けで補正を求めたところ、同年3月6日付けで請求者から補正に応じない旨の回答があり、大阪市個人情報保護条例第18条第1項に規定された請求要件を満たしていないと認められるため	平成27年3月30日	市民の声No.1101-11366-001-01（人事室人事課：〇〇・〇〇）回答「情報の共有をさせていただいております」他にも、「市民の声No.1101-10667-001-01（福祉局保護課：〇〇）回答」供覧有（大政第249号抜粋のe-43号） 面談強要等禁止仮処分命令申立事件の論旨 「苦情」批判する総務局・人事室の申立事件根拠の事実関係的確認すもの決定可能。 職員研修資料（H26年度）局・室分の内訳からも、個人情報総括管理（局）・サービスの原則（室）有。「不知」や「無知」は、不的確及び不適切示す。※供覧の例年「市民の声回答」から認知（熟知）
55	平成27年度 諮問受理第29号	平成27年5月29日 付け大総務第50号	平成27年2月19日	総務局は平成26年10月2日の市役所1F当室テーブル上「不知（知らない）・無知・無学（分からない）」〇〇・〇〇職員に市民の声回答例年共覧に基づき、立腹すると退室（2名共）する理由を大阪市の本庁舎管理規則の中から求める。	総務局総務課（総務グループ）	平成27年2月24日 付け大人事第161 号	補正に応じない旨の回答あり	平成27年3月16日 付け大総務第175 号 開示請求却下 決定	開示請求書に記載された保有個人情報特定するに足る事項が不明確であることから、平成27年2月24日付けで補正を求めたところ、同年3月6日付けで請求者から補正に応じない旨の回答があり、大阪市個人情報保護条例第18条第1項に規定された請求要件を満たしていないと認められるため	平成27年3月30日	市民の声No.1101-11366-001-01（人事室人事課：〇〇・〇〇）回答「情報の共有をさせていただいております」他にも、「市民の声No.1101-10667-001-01（福祉局保護課：〇〇）回答」供覧有（大政第249号抜粋のe-43号） 面談強要等禁止仮処分命令申立事件の論旨 「苦情」批判する総務局・人事室の申立事件根拠の事実関係的確認すもの決定可能。 職員研修資料（H26年度）局・室分の内訳からも、個人情報総括管理（局）・サービスの原則（室）有。「不知」や「無知」は、不的確及び不適切示す。※供覧の例年「市民の声回答」から認知（熟知）
56	平成27年度 諮問受理第30号	平成27年5月29日 付け大総務第52号	平成27年3月6日	総務局人事担当（〇〇・〇〇）は、大総務第e-263号「不非開示（自立支援医療の該当する合致欠く）」件から、平成25年3/21「記者会見」情報公開G大総務第e-3号（e-26・9号）の自立支援医療対象者強調の適法	総務局総務課（総務グループ）	平成27年3月13日 付け大総務第171 号	補正に応じない旨の回答あり	平成27年3月24日 付け大総務第181 号 開示請求却下 決定	開示請求書に記載された保有個人情報特定するに足る事項が不明確であることから、平成27年3月13日付けで補正を求めたところ、17日付けで請求者から補正に応じない旨の回答があり、大阪市個人情報保護条例第18条第1項に規定された請求要件を満たしていないと認められるため	平成27年3月30日	市民の声No.1101-11366-001-01（人事室人事課：〇〇・〇〇）回答「情報の共有をさせていただいております」他にも、「市民の声No.1101-10667-001-01（福祉局保護課：〇〇）回答」供覧有（大政第249号抜粋のe-43号） 面談強要等禁止仮処分命令申立事件の論旨 「苦情」批判する総務局・人事室の申立事件根拠の事実関係的確認すもの決定可能。 職員研修資料（H26年度）局・室分の内訳からも、個人情報総括管理（局）・サービスの原則（室）有。「不知」や「無知」は、不的確及び不適切示す。※供覧の例年「市民の声回答」から認知（熟知）

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 開示請求に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及び内容その他保有個人情報を特定するに足る事項	(お) 担当	(か) 補正依頼	(き) 補正依頼に対する回答	(く) 決定	(け) 却下する理由	(こ) 異議申立て年月日	(さ) 異議申立ての趣旨及び理由
57	平成27年度 諮問受理第42号	平成27年6月23日 付け大政第e-79号	平成27年5月19日	大政第e-111号・e-20号、等の「供覧のもの」は、条例第69条：苦情の処理、取り扱い否定する回数や時間を陳述の為、「苦情」否認理由求める。	政策企画室広聴担当	平成27年5月26日 付け大政第e-34号	面談強要等仮処分命令申立事件の申立の趣旨は、「条例第69条：苦情の処理」否認する為、大政第e-111号(23・24年度)・e-20号(21年度)の「供覧」は、苦情の「市民の声」より、当該回答書の請求矛盾等の解決(条例手引き)拒否。その為、「苦情」否認する理由。※甲第18号証「〇〇：陳述書」の根拠。(回数：時間)	平成27年6月8日 付け大政第e-59号 開示請求却下決定	開示請求書に記載された内容が不明確であったことから、平成27年5月26日付けで大阪市個人情報保護条例第18条第3項に基づき補正を求め、同年6月1日付けで申出人から回答書の提出があったが、当該回答書の記載内容では開示請求に係る保有個人情報が特定できないことから、同条第1項に規定された請求要件を満たしていないと認められるため	平成27年6月10日	面談強要等仮処分命令申立事件の債務者(異議申立人)の乙第1号証から、乙第201号証の合部示す。大情審第293号・294号・299号・332号・345号・336号・381号との甲第14号証 面談強要等仮処分命令申立事件の債務者(異議申立人)の答弁書及び第2回主張書面から、第16回主張書面、陳述書類の全部示す。
58	平成27年度 諮問受理第48号	平成27年6月24日 付け大市民第231号	平成27年5月1日	市民の声No.1410-20072-001-01回答上、「相談担当が弁護士の見解をまとめたもの」とは、「見解」示す大個審答申第72号の錯誤生じた。そもそも「まとめる」根拠求める。	市民局総務課(総務グループ)	平成27年5月12日 付け大市民第83号	補正に応じない旨の回答あり	平成27年5月25日 付け大市民第133号 開示請求却下決定	開示請求書の「開示請求に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及び内容その他保有個人情報を特定するに足る事項」欄の記載内容が不明確なため、開示請求されている保有個人情報を特定することができないことから、平成27年5月12日付け大市民第83号により補正依頼を行ったところ、同月21日付け補正依頼に対する回答書により、補正に応じない旨の回答があったことから、開示請求されている保有個人情報を特定することができないため。	平成27年6月1日	乙第1号証から、乙第201号証及び債務者の答弁書・第1回主張書面から第16回主張書面。「ICD-10」見解示す私のレセプト類欠く為、法令に基づく場合欠く。行政個人情報保護法：甲第4号証の1-4(2)③ア。答申第272号の別表の1・別表の2、答申第332号・345号・381号の「神経症」の「不存在」関係：ICD-10示すもの。他法他施策の活用するレセプト類：厚生労働省告示第158号、厚生労働省告示第4号(社発第727号-第7 精神医療取扱要領)
59	平成27年度 諮問受理第66号	平成27年6月29日 付け大生保生第330号	平成27年2月19日	大生総第84・52号「〇〇聞き取り記録」のケース記録票部分求める。※〇〇職員は、「ケース記録票」以外否認する「不非開示」件有。	生野区役所保健福祉課(生活支援)	平成27年3月2日 付け大生保生第1684号	補正に応じない旨の回答あり	平成27年3月11日 付け大生保生第1755号 開示請求却下決定	開示請求書に記載された内容では、本件請求に係る保有個人情報の特定ができなかったため、平成27年3月2日に補正の依頼をしたが、3月6日に補正に応じない旨とする回答があった。また、回答書の余白等に記載があったが、その内容も不明確なものであり、本件請求に係る保有個人情報の特定ができず、請求の要件を満たさないため	平成27年3月30日	「大健福第1098(6054)号」条例第6条～13条示す不承認決定は、私の正確かつ最新の状態示すものの法令に基づいた場合の作成。〇〇職員(査察指導員)は、社保第117号実際欠くのか否か。〇〇係長「矛盾しない」主張の為、「正確な正論」根拠要す。生野区生活支援「該当者示す正確かつ正論要す」 答申第332号(審査会)～口頭意見陳述拒否する職員一方的主張の答申は、公平性欠くが、「ICD-10」は、神経症規定実際存在しない大福祉第1951号「不」件が、大生保生第811号「17件」・1344号「第5章」の「ICD-10」見解矛盾しない為、神経症(抑うつ状態)示す自立支援医療「指針」欠く。 (申立事件の陳述書と通り、審査会への異議申立人批判する判明)
60	平成27年度 諮問受理第67号	平成27年6月29日 付け大生保生第331号	平成27年2月19日	大情審答申第272号否定する条例第6条1項～3項、第7条第1項、第10条第1項、第13条第3項の法令に基づく必要不可欠収集する6・7追記事項「個人情報」法第4条該当者示すもの求める。	生野区役所保健福祉課(生活支援)	平成27年3月2日 付け大生保生第1685号	補正に応じない旨の回答あり	平成27年3月16日 付け大生保生第1768号 開示請求却下決定	開示請求書に記載された保有個人情報を特定するに足る事項が不明確であることから、平成27年3月2日付けで補正を求めたところ、同月12日付けで請求者から補正に応じない旨の回答があり、大阪市個人情報保護条例第18条第1項に規定された請求要件を満たしていないと認められるため	平成27年3月30日	「大健福第1098(6054)号」条例第6条～13条示す不承認決定は、私の正確かつ最新の状態示すものの法令に基づいた場合の作成。〇〇職員(査察指導員)は、社保第117号実際欠くのか否か。〇〇係長「矛盾しない」主張の為、「正確な正論」根拠要す。生野区生活支援「該当者示す正確かつ正論要す」 答申第332号(審査会)～口頭意見陳述拒否する職員一方的主張の答申は、公平性欠くが、「ICD-10」は、神経症規定実際存在しない大福祉第1951号「不」件が、大生保生第811号「17件」・1344号「第5章」の「ICD-10」見解矛盾しない為、神経症(抑うつ状態)示す自立支援医療「指針」欠く。 (申立事件の陳述書と通り、審査会への異議申立人批判する判明)
61	平成27年度 諮問受理第68号	平成27年6月29日 付け大生保生第332号	平成27年3月6日	生野区生活支援〇〇CWの医療担当規定第7条「証明書・診断書」請求するもの求める。(私の分) ※大生保生第1398号「生活保護法第50条1項調査理由欠く」件(不存在による非開示決定通知書)	生野区役所保健福祉課(生活支援)	平成27年3月17日 付け大生保生第1775号	補正に応じない旨の回答あり	平成27年3月25日 付け大生保生第1807号 開示請求却下決定	開示請求書に記載された保有個人情報を特定するに足る事項が不明確であることから、平成27年3月17日付けで補正を求めたところ、同月23日付けで請求者から補正に応じない旨の回答があり、大阪市個人情報保護条例第18条第1項に規定された請求要件を満たしていないと認められるため	平成27年5月1日	面談強要等禁止仮処分命令申立事件は、甲第14号証の資料1・2提出している。資料の1「医療要否意見書(平成19年10月7日)」は、市民の声No.1101-11587-001-01(甲第17号証の資料の3)回答している。 「神経症」は、第5章該当見解。 私の分「該当示す」レセプト欠く理由が、「医療要否意見書」該当しないが、実施機関は、資料の1(甲第14号証)・資料の3(甲第17号証)を裁判所へ提出しながら、補正依頼する保有特定不可却下は、不当行為示す。大生保生第609号「レセプト5点」(乙第106号証)
62	平成27年度 諮問受理第69号	平成27年6月29日 付け大生保生第333号	平成27年3月6日	大総務第e-26・e-9(e-3)号「開示(公開)」するH20.3/26生野区〇〇CW6・7追記「自立支援医療」指導する発行的分かるもの大総務第e-290号「開示」43点から求む。(生野区女性(異議申立人)対象者主張)	生野区役所保健福祉課(生活支援)	平成27年3月17日 付け大生保生第1776号	補正に応じない旨の回答あり	平成27年3月25日 付け大生保生第1808号 開示請求却下決定	開示請求書に記載された保有個人情報を特定するに足る事項が不明確であることから、平成27年3月17日付けで補正を求めたところ、同月23日付けで請求者から補正に応じない旨の回答があり、大阪市個人情報保護条例第18条第1項に規定された請求要件を満たしていないと認められるため	平成27年5月1日	面談強要等禁止仮処分命令申立事件は、甲第14号証の資料1・2提出している。資料の1「医療要否意見書(平成19年10月7日)」は、市民の声No.1101-11587-001-01(甲第17号証の資料の3)回答している。 「神経症」は、第5章該当見解。 私の分「該当示す」レセプト欠く理由が、「医療要否意見書」該当しないが、実施機関は、資料の1(甲第14号証)・資料の3(甲第17号証)を裁判所へ提出しながら、補正依頼する保有特定不可却下は、不当行為示す。大生保生第609号「レセプト5点」(乙第106号証)

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 開示請求に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及び内容その他保有個人情報を特定するに足りる事項	(お) 担当	(か) 補正依頼	(き) 補正依頼に対する回答	(く) 決定	(け) 却下する理由	(こ) 異議申立て年月日	(さ) 異議申立ての趣旨及び理由
63	平成27年度 諮問受理第83号	平成27年7月13日 付け大総務第20号	平成27年5月20日	人事室は、職員倫理規則第4条(2)の元、私が、「精神障がい者」(答申第272号・答申第316号の資料類は、法律第123号：精神障がい者)示すもの求める。	人事室総務課	平成27年5月22日 付け大総務第8号	補正に応じない旨の回答あり	平成27年6月5日 付け大総務第12号 開示請求却下決定	開示請求書に記載された保有個人情報を特定するに足りる事項が不明確であることから、平成27年5月22日付けで補正を求めたところ、25日付けで請求者から補正に応じない旨の回答があり、大阪市個人情報保護条例第18条第1項に規定された請求要件を満たしていないと認められるため	平成27年6月10日	面談強要等仮処分命令申立事件の債務者(異議申立人)の乙第1号証から、乙第201号証の合部示す。大情審第293号・294号・272号・299号・332号・345号・336号・381号との甲第14号証 面談強要等仮処分命令申立事件の債務者(異議申立人)の答弁書及び第2回主張書面から、第16回主張書面、陳述書類の全部示す。
64	平成27年度 諮問受理第84号	平成27年7月15日 付け大総務第e-97号	平成27年5月1日	又、甲第16号証の所管外資料の甲第3号証が大生厚生第1380号と両面に有る為、即ち、甲第3号証は認する大総務行第e-3・e-26・e-9号資料(答申第272号及び答申第316号)の甲第17号証資料「大生支第470号」矛盾する事態であり、乙第79号証との矛盾示し、答申第316号の私の分求める。	総務局行政課(情報公開グループ)	平成27年5月13日 付け大総務行第5号	答申第316号資料：大政第188号の公開資料は、「精神障害者」示すもの法律第123号。※審査会答申の事案・大政第188号示している。	平成27年5月22日 付け大総務第e-19号 開示請求却下決定	開示請求書に記載された内容が不明確であったことから、平成27年5月13日付けで大阪市個人情報保護条例第18条第3項に基づき補正を依頼し、同月20日付けで補正依頼に対する回答書の提出があったが、当該回答書の記載内容では開示請求に係る保有個人情報が特定できないことから、同条第1項に規定された請求要件を満たしていないと認められるため	平成27年6月1日	乙第1号証から、乙第201号証及び債務者の答弁書・第1回主張書面から第16回主張書面。「ICD-10」見解示す私のレセプト類欠く為、法令に基づく場合欠く。行政個人情報保護法：甲第4号証のI-4(2)③ア。答申第272号の別表の1・別表の2、答申第332号・345号・381号の「神経症」の「不存在」関係：ICD-10示すもの。他法他施策の活用するレセプト類：厚生労働省告示第158号、厚生労働省告示第4号(社発第727号-第7 精神医療取扱要領)
65	平成27年度 諮問受理第103号	平成27年8月5日 付け大こ青第1076号	平成27年5月25日	大こ青第2921号「決定書」の類似する答申事案求める(私の請求した事案件)。	こども青少年局総務課(庶務グループ)	平成27年5月29日 付け大こ青第440号	大こ青第2921号「決定書」の類似する私の請求した決定事項の異議申立を「諮」通知書の扱いでのこども青少年局実施機関の答申(審査会)事案の私の分求める。 ※公開請求する決定事項の異議申立書の基づく、「諮問」行い、答申受けた事案：私の分。	平成27年6月8日 付け大こ青第549号 開示請求却下決定	開示請求書に記載された内容が不明確であったことから、平成27年5月29日付けで大阪市個人情報保護条例第18条第3項に基づき補正を依頼し、同年6月1日付けで補正依頼に対する回答書の提出があったが、当該回答書の記載内容では開示請求に係る保有個人情報が特定できないことから、同条第1項に規定された請求要件を満たしていないと認められるため	平成27年6月10日	面談強要等仮処分命令申立事件の債務者(異議申立人)の乙第1号証から、乙第201号証の合部示す。大情審第293号・294号・272号・299号・332号・345号・336号・381号との甲第14号証 面談強要等仮処分命令申立事件の債務者(異議申立人)の答弁書及び第2回主張書面から、第16回主張書面、陳述書類の全部示す。
66	平成27年度 諮問受理第104号	平成27年8月7日 付け大総務第111号	平成27年6月10日	「法律に基づく場合」条例第6条3項の私の個人情報：他法他施策の活用する障害者自立支援法※答申第272号・316号の扱うもの求める。(総務局)	総務局総務課(総務グループ)	平成27年6月18日 付け大総務第72号	補正に応じない旨の回答あり	平成27年7月7日 付け大総務第82号 開示請求却下決定	開示請求書に記載された保有個人情報を特定するに足りる事項が不明確であることから、平成27年6月18日付けで補正を求めたところ、同年7月1日付けで請求者から補正に応じない旨の回答があり、大阪市個人情報保護条例第18条第1項に規定された請求要件を満たしていないと認められるため	平成27年7月13日	「法令に基づく場合」(行政個人情報保護法第8条1項：甲第4号証)皆無の6・7追記事項要す個人情報(私の分)は過去診かつ対象外(乙号証とより)示す。 疎明資料：第2章-第9(P.907)、大健福第6151号・6152号「決定書」 社援第1645号(受付番号第505号・506号)平成27年6月29日付の大阪府社会援護課分、債務者(異議申立人)の答弁書及び第2回主張書面から第16回主張書面、等。
67	平成27年度 諮問受理第116号	平成27年8月17日 付け大総務第e-131号	平成27年6月10日	地法公務員法第32条示す元での大総務第e-19開却(保有不明)や大総務第e-31号補正依頼する個人情報保有不明は、大個審答申第72号：大総務第e-3・e-26・e-9号「平成20年3月26日」発行する自立支援医療扱う他法他施策の活用する私の情報求める。	総務局行政課(情報公開グループ)	平成27年6月18日 付け大総務第e-78号	補正に応じない旨の回答あり	平成27年7月7日 付け大総務第e-88号 開示請求却下決定	開示請求書に記載された保有個人情報を特定するに足りる事項が不明確であることから、平成27年6月18日付けで大阪市個人情報保護条例第18条第3項に基づき補正を求めたところ、同年7月1日付けで請求者から補正に応じない旨の回答があり、同条第1項に規定された請求要件を満たしていないと認められるため	平成27年7月13日	「法令に基づく場合」(行政個人情報保護法第8条1項：甲第4号証)皆無の6・7追記事項要す個人情報(私の分)は過去診かつ対象外(乙号証とより)示す。 疎明資料：第2章-第9(P.907)、大健福第6151号・6152号「決定書」 社援第1645号(受付番号第505号・506号)平成27年6月29日付の大阪府社会援護課分、債務者(異議申立人)の答弁書及び第2回主張書面から第16回主張書面、等。
68	平成27年度 諮問受理第117号	平成27年8月17日 付け大総務第e-132号	平成27年6月10日	総務局・市民局・福祉局・政策企画室・生野区役所・浪速区役所、等の甲第24号証以降の期日の私の情報に関する記録全部求む。	総務局行政課(情報公開グループ)	平成27年6月18日 付け大総務第e-79号	補正に応じない旨の回答あり	平成27年7月7日 付け大総務第e-89号 開示請求却下決定	開示請求書に記載された保有個人情報を特定するに足りる事項が不明確であることから、平成27年6月18日付けで大阪市個人情報保護条例第18条第3項に基づき補正を求めたところ、同年7月1日付けで請求者から補正に応じない旨の回答があり、同条第1項に規定された請求要件を満たしていないと認められるため	平成27年7月13日	「法令に基づく場合」(行政個人情報保護法第8条1項：甲第4号証)皆無の6・7追記事項要す個人情報(私の分)は過去診かつ対象外(乙号証とより)示す。 疎明資料：第2章-第9(P.907)、大健福第6151号・6152号「決定書」 社援第1645号(受付番号第505号・506号)平成27年6月29日付の大阪府社会援護課分、債務者(異議申立人)の答弁書及び第2回主張書面から第16回主張書面、等。
69	平成27年度 諮問受理第118号	平成27年8月17日 付け大総務第e-133号	平成27年6月10日	別紙の〇〇職員(当時、課長代理級)のH25.2.5異議申立人依頼：提出済のの事、当たる現品全点求める。	総務局行政課(情報公開グループ)	平成27年6月18日 付け大総務第e-80号	補正に応じない旨の回答あり	平成27年7月7日 付け大総務第e-90号 開示請求却下決定	開示請求書に記載された保有個人情報を特定するに足りる事項が不明確であることから、平成27年6月18日付けで大阪市個人情報保護条例第18条第3項に基づき補正を求めたところ、同年7月1日付けで請求者から補正に応じない旨の回答があり、同条第1項に規定された請求要件を満たしていないと認められるため	平成27年7月13日	「法令に基づく場合」(行政個人情報保護法第8条1項：甲第4号証)皆無の6・7追記事項要す個人情報(私の分)は過去診かつ対象外(乙号証とより)示す。 疎明資料：第2章-第9(P.907)、大健福第6151号・6152号「決定書」 社援第1645号(受付番号第505号・506号)平成27年6月29日付の大阪府社会援護課分、債務者(異議申立人)の答弁書及び第2回主張書面から第16回主張書面、等。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 開示請求に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及び内容その他保有個人情報を特定するに足る事項	(お) 担当	(か) 補正依頼	(き) 補正依頼に対する回答	(く) 決定	(け) 却下する理由	(こ) 異議申立て年月日	(さ) 異議申立ての趣旨及び理由
70	平成27年度 諮問受理第127号	平成27年8月26日 付け大総務第117号	平成27年7月9日	大総務第64号「開却」する為、改めて、総務局の開示事案私の分全部求める。※旧来より、開示したものの全部。	総務局総務課（総務グループ）	平成27年7月14日 付け大総務第90号	補正に応じない旨の回答あり	平成27年7月27日 付け大総務第96号 開示請求却下決定	開示請求書に記載された保有個人情報 を特定するに足る事項が不明確 であることから、平成27年7月14日 付けで補正を求めたところ、同月17 日付けで請求者から補正に応じない 旨の回答があり、大阪市個人情報保 護条例第18条第1項に規定された請 求要件を満たしていないと認められ るため	平成27年7月29日	「レセプト」等保有（私の分）から、照会基準を該当しない 「他法活用検討依頼通知」対象外より、該当しない6・7追 記矛盾。（不法行為） ケース記録票H20. 4／1部分、公益通報：通知書A、等。 大生支第113号「照会する法的根拠」欠く存在による非公 開決定事項：答申第272号（先例答申）とあり。
71	平成27年度 諮問受理第128号	平成27年8月26日 付け大人事第31号	平成27年7月9日	大人事第12号「開却」する精神障害 者示す請求は、答申第272号の別表 の1：第7精神医療取扱要領の判断 する市民の声回答を否認。障害者自 立支援法（答申第272号）の私の情 報求める。※法令に基づく場合	人事室総務課	平成27年7月14日 付け大人事第22号	補正に応じない旨の回答あり	平成27年7月27日 付け大人事第26号 開示請求却下決定	開示請求書に記載された保有個人情報 を特定するに足る事項が不明確 であることから、平成27年7月14日 付けで補正を求めたところ、同月17 日付けで請求者から補正に応じない 旨の回答があり、大阪市個人情報保 護条例第18条第1項に規定された請 求要件を満たしていないと認められ るため	平成27年7月29日	「レセプト」等保有（私の分）から、照会基準を該当しない 「他法活用検討依頼通知」対象外より、該当しない6・7追 記矛盾。（不法行為） ケース記録票H20. 4／1部分、公益通報：通知書A、等。 大生支第113号「照会する法的根拠」欠く存在による非公 開決定事項：答申第272号（先例答申）とあり。
72	平成27年度 諮問受理第129号	平成27年8月28日 付け大福祉第1982号	平成27年6月10日	「法令に基づく場合」条例第6条第3 項の私の個人情報：他法他施策の活 用する障害者自立支援法※答申第 272号・316号扱うもの求める。（福 祉局）	福祉局総務課	平成27年6月19日 付け大福祉第987号	回答書の提出なし	平成27年7月7日 付け大福祉第1250号 開示請求却下決定	開示請求書に記載された保有個人情報 を特定するに足る事項が不明確 であることから、平成27年6月19日 付けで補正を求めたところ、回答期 限の6月30日までに請求者から回答 がなく、当該請求は大阪市個人情報 保護条例第18条第1項に規定された 請求要件を満たしていないと認めら れるため	平成27年7月13日	「法令に基づく場合」（行政個人情報保護法第8条1項：甲第 4号証）皆無の6・7追記事項要す個人情報（私の分）は過 去診かつ対象外（乙号証とあり）示す。 珠明資料：第2章-第9（P. 907）、大健福第6151号・6152 号「決定書」 社援第1645号（受付番号第505号・506号）平成27年6月29日 付の大阪府社会援護課分、債務者（異議申立人）の答弁書及 び第2回主張書面から第16回主張書面、等。
73	平成27年度 諮問受理第135号	平成27年8月26日 付け大生保生第 585号	平成27年5月1日	乙第10号証「大福祉第3281号」の市 民の声No. 1101-11589-001-01回答上 「病状照会を使用しているわけでは ありません」偽証する甲第3号証 （面談強要等禁止仮処分命令申立事 件）が、適性示すもの。	生野区役所保健福 祉課（生活支援）	平成27年5月14日 付け大生保生第 103号	補正に応じない旨の回答あり	平成27年5月22日 付け大生保生第 148号 開示請求 却下決定	開示請求書に記載された保有個人情報 を特定するに足る事項が不明確 であることから、平成27年5月14日 付けで補正を求めたところ、同月21 日付けで請求者から補正に応じない 旨の回答があり、大阪市個人情報保 護条例第18条第1項に規定された請 求要件を満たしていないと認められ るため	平成27年6月1日	乙第1号証から、乙第201号証及び債務者の答弁書・第1回 主張書面から第16回主張書面。「ICD-10」見解示す私の レセプト類欠く為、法令に基づく場合欠く。 行政個人情報保護法：甲第4号証の1-4(2)③ア。 答申第272号の別表の1・別表の2、答申第332号・345号・ 381号の「神経症」の「不存在」関係：ICD-10示すも の。他法他施策の活用するレセプト類：厚生労働省告示第 158号、厚生労働省告示第4号（社発第727号-第7 精神医 療取扱要領）
74	平成27年度 諮問受理第136号	平成27年8月26日 付け大生保生第 586号	平成27年5月1日	面談強要等禁止仮処分命令申立事件 の乙第15・16・17号証、13号証の大 情審査答申第381号：「大健こ第311 号」神経症は神経症性障害示すもの 欠く存在による非公開事項の「IC D-10」F40～F45・F48否認よ り、第7精神医療取扱要領（社発第 727号）の甲第3号証扱った点求め る。※大個審査第72号の大生保生 第1804号「決定書」示す。（精神障 害者）	生野区役所保健福 祉課（生活支援）	平成27年5月14日 付け大生保生第 104号	補正に応じない旨の回答あり	平成27年5月22日 付け大生保生第 149号 開示請求 却下決定	開示請求書に記載された保有個人情報 を特定するに足る事項が不明確 であることから、平成27年5月14日 付けで補正を求めたところ、同月21 日付けで請求者から補正に応じない 旨の回答があり、大阪市個人情報保 護条例第18条第1項に規定された請 求要件を満たしていないと認められ るため	平成27年6月1日	乙第1号証から、乙第201号証及び債務者の答弁書・第1回 主張書面から第16回主張書面。「ICD-10」見解示す私の レセプト類欠く為、法令に基づく場合欠く。 行政個人情報保護法：甲第4号証の1-4(2)③ア。 答申第272号の別表の1・別表の2、答申第332号・345号・ 381号の「神経症」の「不存在」関係：ICD-10示すも の。他法他施策の活用するレセプト類：厚生労働省告示第 158号、厚生労働省告示第4号（社発第727号-第7 精神医 療取扱要領）
75	平成27年度 諮問受理第140号	平成27年9月1日 付け大生保生第 613号	平成27年6月10日	「法令に基づく場合」条例第6条3項 の私の個人情報：他法他施策の活用 する障害者自立支援法※答申第272 号・316号の扱うもの求める。（生 野区役所）	生野区役所保健福 祉課（生活支援）	平成27年6月17日 付け大生保生第 275号	回答書の提出なし	平成27年7月2日 付け大生保生第 377号 開示請求 却下決定	開示請求書に記載された保有個人情報 を特定するに足る事項が不明確 であることから、平成27年6月17日 付けで補正を求めたところ、期限ま でに回答がなかったことから、大阪 市個人情報保護条例第18条第1項に 規定された請求要件を満たしていな いと認められるため	平成27年7月9日	面談強要等仮処分申立事件：平成27年（ヨ）第141号の甲第 3号証の照会理由：第2章-第9※P. 907示す生活保護法 以外の受診者の該当欠く私の場合。（出典：平成21年度の大 阪市生活保護の基礎知識P. 907示す。） レセプト及び医療要否意見書：法第52条及び法第15条示す： 社発第727号・社保第117号※大健福第6151号「決定書」は、 生活保護法上以外の受診者の照会する医療要否意見書（レセ プト3ヶ月継続する被保護者の場合）の変わるもの要保護者 の場合示す。
76	平成27年度 諮問受理第167号	平成27年10月22日 付け大人事第37号	平成27年7月9日	人事室の受信した6208-8000オペ レーター（〇〇・〇〇・〇〇）の私 の分全部求める。	人事室総務課	平成27年7月21日 付け大人事第24号	補正に応じない旨の回答あり	平成27年7月30日 付け大人事第27号 開示請求却下決定	開示請求書に記載された保有個人情報 を特定するに足る事項が不明確 であることから、平成27年7月21日 付けで補正を求めたところ、同月29 日付けで請求者から補正に応じない 旨の回答があり、大阪市個人情報保 護条例第18条第1項に規定された請 求要件を満たしていないと認められ るため	平成27年9月24日	乙第1号証から乙第201号証及び、債務者（異議申立人）の 答弁書、第2回主張書面から第16回主張書面、特に、大阪市 の公文書類は、重要点示す。 未使用「医療券」は、持病当たらず。医療要否意見書の矛盾 示す。 甲第1号証から甲第26号証、個人情報の言及部分。 医療法第6条11の第1項参照。地方公務員法逐上解説（文 献）第29条「道義的責任」示す。
77	平成27年度 諮問受理第168号	平成27年10月22日 付け大人事第39号	平成27年7月17日	人事室は、7／9の〇〇係員実施の 際、補正依頼する却下理由：保有の 特定不可を非開示情報の補正依頼 が、回答求める理由示せるもの。※ 「障がい者」示す私の情報等。	人事室総務課	平成27年7月24日 付け大人事第25号	補正に応じない旨の回答あり	平成27年7月30日 付け大人事第28号 開示請求却下決定	開示請求書に記載された保有個人情報 を特定するに足る事項が不明確 であることから、平成27年7月24日 付けで補正を求めたところ、同月29 日付けで請求者から補正に応じない 旨の回答があり、大阪市個人情報保 護条例第18条第1項に規定された請 求要件を満たしていないと認められ るため	平成27年9月24日	乙第1号証から乙第201号証及び、債務者（異議申立人）の 答弁書、第2回主張書面から第16回主張書面、特に、大阪市 の公文書類は、重要点示す。 未使用「医療券」は、持病当たらず。医療要否意見書の矛盾 示す。 甲第1号証から甲第26号証、個人情報の言及部分。 医療法第6条11の第1項参照。地方公務員法逐上解説（文 献）第29条「道義的責任」示す。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 開示請求に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及び内容その他保有個人情報を特定するに足る事項	(お) 担当	(か) 補正依頼	(き) 補正依頼に対する回答	(く) 決定	(け) 却下する理由	(こ) 異議申立て年月日	(さ) 異議申立ての趣旨及び理由
78	平成27年度 諮問受理第169号	平成27年10月22日 付け大総務第154号	平成27年7月10日	行政個人情報保護法第8条1項「法令に基づく場合」(甲第4号証の通知上の1-4(2)③ア・④ア)示す私の情報求める。(答申第332・345号:大個審答申第72号示す)※総務局。	総務局総務課(総務グループ)	平成27年7月15日 付け大総務第92号	補正に応じない旨の回答あり	平成27年7月30日 付け大総務第107号 開示請求却下決定	開示請求書に記載された保有個人情報特定するに足る事項が不明確であることから、平成27年7月15日付けで補正を求めたところ、同月22日付けで請求者から補正に応じない旨の回答があり、大阪市個人情報保護条例第18条第1項に規定された請求要件を満たしていないと認められるため	平成27年9月24日	乙第1号証から乙第201号証及び、債務者(異議申立人)の答弁書、第2回主張書面から第16回主張書面、特に、大阪市の公文書類は、重要点示す。 未使用「医療券」は、持病当たらず。医療要否意見書の矛盾示す。 甲第1号証から甲第26号証、個人情報の言及部分。 医療法第6条11の第1項参照。地方公務員法逐了解説(文献)第29条「道義的責任」示す。
79	平成27年度 諮問受理第170号	平成27年10月22日 付け大総務第156号	平成27年7月10日	疎明資料:第2章の第9のP.907とうり:他法受診中の被保護を主治医の診察状況について(照会)を私の場合真逆の扱い実施した〇〇CWの平成20年3月26日本人の不同意発行理由※総務局	総務局総務課(総務グループ)	平成27年7月15日 付け大総務第93号	補正に応じない旨の回答あり	平成27年7月30日 付け大総務第108号 開示請求却下決定	開示請求書に記載された保有個人情報特定するに足る事項が不明確であることから、平成27年7月15日付けで補正を求めたところ、同月22日付けで請求者から補正に応じない旨の回答があり、大阪市個人情報保護条例第18条第1項に規定された請求要件を満たしていないと認められるため	平成27年9月24日	乙第1号証から乙第201号証及び、債務者(異議申立人)の答弁書、第2回主張書面から第16回主張書面、特に、大阪市の公文書類は、重要点示す。 未使用「医療券」は、持病当たらず。医療要否意見書の矛盾示す。 甲第1号証から甲第26号証、個人情報の言及部分。 医療法第6条11の第1項参照。地方公務員法逐了解説(文献)第29条「道義的責任」示す。
80	平成27年度 諮問受理第175号	平成27年10月23日 付け大こ青第1831号	平成27年7月9日	大こ青第638号「開示」却下は、改めて、当局保有する私の個人情報全部求める。※条例第6~13条	こども青少年局総務課(庶務グループ)	平成27年7月16日 付け大こ青第942号	補正に応じない旨の回答あり	平成27年7月27日 付け大こ青第1007号 開示請求却下決定	開示請求書に記載された保有個人情報特定するに足る事項が不明確であることから、平成27年7月16日付けで大阪市個人情報保護条例第18条第3項に基づき補正を求めたところ、同年7月22日付けで請求者から補正に応じない旨の回答があり、同条第1項に規定された請求要件を満たしていないと認められるため	平成27年9月24日	乙第1号証から乙第201号証及び債務者(異議申立人)の答弁書、第2回主張書面から第16回主張書面。特に、大阪市の公文書。甲第1号証から甲第26号証。 他法他施策の活用欠く私の場合の「障害者」立証欠く職員達。 個人情報保護条例、行政不服審査法、地方公務員法、医師法、医療法、障害者自立支援法(旧:現在の障害者総合支援法)
81	平成27年度 諮問受理第176号	平成27年10月23日 付け大浪総第60号	平成27年7月9日	大浪総第31号「開却」する為、請求方式分ならず、改めて、「大声」「罵声」「強要」の事実行為示すもの※申立の趣旨求める:甲第24号証の私の情報部分。	浪速区役所総務課	平成27年7月21日 付け大浪総第44号	補正に応じない旨の回答あり	平成27年7月31日 付け大浪総第45号 開示請求却下決定	開示請求書に記載された内容が不明確であったことから、平成27年7月21日付けで大阪市個人情報保護条例第18条第3項に基づき補正を依頼し、同月29日付けで補正依頼に対する回答書の提出があったが、補正に応じないため開示請求に係る保有個人情報を特定できないことから、同条第1項に規定された請求要件を満たしていないと認められるため	平成27年9月24日	乙第1号証から乙第201号証及び、債務者(異議申立人)の答弁書、第2回主張書面から第16回主張書面、特に、大阪市の公文書類は、重要点示す。 未使用「医療券」は、持病当たらず。医療要否意見書の矛盾示す。 甲第1号証から甲第26号証、個人情報の言及部分。 医療法第6条11の第1項参照。地方公務員法逐了解説(文献)第29条「道義的責任」示す。
82	平成27年度 諮問受理第177号	平成27年10月23日 付け大浪保生第573-1号	平成27年7月22日	浪速区生活支援の〇〇課長代理:面談強要等仮処分命令決定の口上する仮処分該当するもの求める。※甲第24号証、大浪総第20号他等示す。(浪速区は、訴訟提議可能示すもの要す。)	浪速区役所保健福祉課(生活支援)	平成27年7月29日 付け大浪保生第321号	補正に応じない旨の回答あり	平成27年8月14日 付け大浪保生第393号 開示請求却下決定	開示請求書に記載された内容が不明確であったことから、平成27年7月29日付けで大阪市個人情報保護条例第18条第3項に基づき補正を依頼し、8月7日付けで補正依頼に対する回答書の提出があったが、補正に応じないため開示請求に係る保有個人情報を特定できないことから、同条第1項に規定された請求要件を満たしていないと認められるため	平成27年9月24日	乙第1号証から乙第201号証及び、債務者(異議申立人)の答弁書、第2回主張書面から第16回主張書面、特に、大阪市の公文書類は、重要点示す。 未使用「医療券」は、持病当たらず。医療要否意見書の矛盾示す。 甲第1号証から甲第26号証、個人情報の言及部分。 医療法第6条11の第1項参照。地方公務員法逐了解説(文献)第29条「道義的責任」示す。
83	平成27年度 諮問受理第179号	平成27年10月26日 付け大政第76号	平成27年7月9日	橋下市長の受信した6208-8000オペレーター(〇〇・〇〇・〇〇)の私の分全部求める。	政策企画室秘書担当(総務グループ)	平成27年7月17日 付け大政第41号	補正に応じない旨の回答あり	平成27年7月28日 付け大政第44号 開示請求却下決定	開示請求書に記載された保有個人情報特定するに足る事項が不明確であることから、平成27年7月17日付けで大阪市個人情報保護条例第18条第3項に基づき補正を求めたところ、同月22日付けで請求者から補正に応じない旨の回答があり、同条第1項に規定された請求要件を満たしていないと認められるため	平成27年9月24日	乙第1号証から乙第201号証及び債務者(異議申立人)の答弁書、第2回主張書面から第16回主張書面。特に、大阪市の公文書。甲第1号証から甲第26号証。 他法他施策の活用欠く私の場合の「障害者」立証欠く職員達。 個人情報保護条例、行政不服審査法、地方公務員法、医師法、医療法、障害者自立支援法(旧:現在の障害者総合支援法)
84	平成27年度 諮問受理第182号	平成27年10月26日 付け大政第e-218号	平成27年7月10日	行政個人情報保護法第8条1項「法令に基づく場合」(甲第4号証の通知上の1-4(2)③ア・④ア)示す私の情報求める。(答申第332・345号:大個審答申第72号示す)※政策企画室	政策企画室広聴担当	平成27年7月23日 付け大政第e-113号	補正に応じない旨の回答あり	平成27年7月30日 付け大政第e-123号 開示請求却下決定	開示請求書に記載された内容が不明確であったことから、平成27年7月23日付けで大阪市個人情報保護条例第18条第3項に基づき補正を求めたが、同年7月29日付けで申出人から補正に応じない旨の回答があり、当該請求書の記載内容では開示請求に係る保有個人情報が特定できないことから、同条第1項に規定された請求要件を満たしていないと認められるため	平成27年9月24日	乙第1号証から乙第201号証及び、債務者(異議申立人)の答弁書、第2回主張書面から第16回主張書面、特に、大阪市の公文書類は、重要点示す。 未使用「医療券」は、持病当たらず。医療要否意見書の矛盾示す。 甲第1号証から甲第26号証、個人情報の言及部分。 医療法第6条11の第1項参照。地方公務員法逐了解説(文献)第29条「道義的責任」示す。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 開示請求に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及び内容その他保有個人情報を特定するに足る事項	(お) 担当	(か) 補正依頼	(き) 補正依頼に対する回答	(く) 決定	(け) 却下する理由	(こ) 異議申立て年月日	(さ) 異議申立ての趣旨及び理由
85	平成27年度 諮問受理第183号	平成27年10月26日 付け大政第e-220号	平成27年7月13日	大政第e-59号「開示」却下する為、「○○：陳述書」の苦情否定するもの：大政第e-111号(23・24年度)・大政第e-20号(21年度)、等「供覧」分より「法令に基づく場合」示すもの、抜粋求める。	政策企画室広聴担当	平成27年7月23日 付け大政第e-114号	補正に応じない旨の回答あり	平成27年7月30日 付け大政第e-124号 開示請求 却下決定	開示請求書に記載された内容が不明確であったことから、平成27年7月23日付けで大阪市個人情報保護条例第18条第3項に基づき補正を求めたが、同年7月29日付けで申出人から補正に応じない旨の回答があり、当該請求書の記載内容では開示請求に係る保有個人情報特定できないことから、同条第1項に規定された請求要件を満たしていないと認められるため	平成27年9月24日	乙第1号証から乙第201号証及び、債務者(異議申立人)の答弁書、第2回主張書面から第16回主張書面、特に、大阪市の公文書類は、重要点示す。未使用「医療券」は、持病当たらず。医療要否意見書の矛盾示す。 甲第1号証から甲第26号証、個人情報の言及部分。医療法第6条11の第1項参照。地方公務員法遂上解説(文献)第29条「道義的責任」示す。
86	平成27年度 諮問受理第191号	平成27年11月6日 付け大総務第e-175号	平成27年7月9日	情報公開グループの○○職員(課長代理級)の主張するもの：甲第16号証「陳述書」P.10第5の1の3行目示す該当求める。※面談強要等禁止仮処分命令申立事件	総務局行政課(情報公開グループ)	平成27年7月16日 付け大総務第e-101号	補正に応じない旨の回答あり	平成27年7月29日 付け大総務第e-113号 開示請求 却下決定	開示請求書に記載された保有個人情報を特定するに足る事項が不明確であることから、平成27年7月16日付けで大阪市個人情報保護条例第18条第3項に基づき補正を求めたところ、同月22日付けで請求者から補正に応じない旨の回答があり、同条第1項に規定された請求要件を満たしていないと認められるため	平成27年9月24日	乙第1号証から乙第201号証及び債務者(異議申立人)の答弁書、第2回主張書面から第16回主張書面。特に、大阪市の公文書。甲第1号証から甲第26号証。他法他施策の活用欠く私の場合の「障害者」立証欠く職員達。 個人情報保護条例、行政不服審査法、地方公務員法、医師法、医療法、障害者自立支援法(旧：現在の障害者総合支援法)
87	平成27年度 諮問受理第192号	平成27年11月6日 付け大総務第e-176号	平成27年7月9日	大総務第e-72号「開却」する為、改めて、甲第1・2・23・24号証の特記事項より、「大声」「罵声」「強要」部分求める。※申立の趣旨示すもの。	総務局行政課(情報公開グループ)	平成27年7月16日 付け大総務第e-102号	補正に応じない旨の回答あり	平成27年7月29日 付け大総務第e-114号 開示請求 却下決定	開示請求書に記載された保有個人情報を特定するに足る事項が不明確であることから、平成27年7月16日付けで大阪市個人情報保護条例第18条第3項に基づき補正を求めたところ、同月22日付けで請求者から補正に応じない旨の回答があり、同条第1項に規定された請求要件を満たしていないと認められるため	平成27年9月24日	乙第1号証から乙第201号証及び債務者(異議申立人)の答弁書、第2回主張書面から第16回主張書面。特に、大阪市の公文書。甲第1号証から甲第26号証。他法他施策の活用欠く私の場合の「障害者」立証欠く職員達。 個人情報保護条例、行政不服審査法、地方公務員法、医師法、医療法、障害者自立支援法(旧：現在の障害者総合支援法)
88	平成27年度 諮問受理第193号	平成27年11月6日 付け大総務第e-177号	平成27年7月9日	大総務第e-73号「開却」する為、「大声」「罵声」「強要」するもの求める。※申立の趣旨示すもの。	総務局行政課(情報公開グループ)	平成27年7月16日 付け大総務第e-103号	補正に応じない旨の回答あり	平成27年7月29日 付け大総務第e-115号 開示請求 却下決定	開示請求書に記載された保有個人情報を特定するに足る事項が不明確であることから、平成27年7月16日付けで大阪市個人情報保護条例第18条第3項に基づき補正を求めたところ、同月22日付けで請求者から補正に応じない旨の回答があり、同条第1項に規定された請求要件を満たしていないと認められるため	平成27年9月24日	乙第1号証から乙第201号証及び債務者(異議申立人)の答弁書、第2回主張書面から第16回主張書面。特に、大阪市の公文書。甲第1号証から甲第26号証。他法他施策の活用欠く私の場合の「障害者」立証欠く職員達。 個人情報保護条例、行政不服審査法、地方公務員法、医師法、医療法、障害者自立支援法(旧：現在の障害者総合支援法)
89	平成27年度 諮問受理第194号	平成27年11月6日 付け大総務第e-178号	平成27年7月9日	大総務第e-74号「開示」却下する為、改めて、甲第23号証の内、「大声」「罵声」「強要」示すもの抜粋求める。※「申立の趣旨」	総務局行政課(情報公開グループ)	平成27年7月16日 付け大総務第e-104号	補正に応じない旨の回答あり	平成27年7月29日 付け大総務第e-116号 開示請求 却下決定	開示請求書に記載された保有個人情報を特定するに足る事項が不明確であることから、平成27年7月16日付けで大阪市個人情報保護条例第18条第3項に基づき補正を求めたところ、同月22日付けで請求者から補正に応じない旨の回答があり、同条第1項に規定された請求要件を満たしていないと認められるため	平成27年9月24日	乙第1号証から乙第201号証及び債務者(異議申立人)の答弁書、第2回主張書面から第16回主張書面。特に、大阪市の公文書。甲第1号証から甲第26号証。他法他施策の活用欠く私の場合の「障害者」立証欠く職員達。 個人情報保護条例、行政不服審査法、地方公務員法、医師法、医療法、障害者自立支援法(旧：現在の障害者総合支援法)
90	平成27年度 諮問受理第195号	平成27年11月6日 付け大総務第e-179号	平成27年7月9日	大総務第e-76号「開示」却下する為、改めて、行政個人情報保護法第8条1項「法令に基づく場合」：社援保発第0330001号-1-4(2)③アの規定：条例第6条・第7条：法令に基づく場合：条例第13条の私の個人情報求める。	総務局行政課(情報公開グループ)	平成27年7月16日 付け大総務第e-105号	補正に応じない旨の回答あり	平成27年7月29日 付け大総務第e-117号 開示請求 却下決定	開示請求書に記載された保有個人情報を特定するに足る事項が不明確であることから、平成27年7月16日付けで大阪市個人情報保護条例第18条第3項に基づき補正を求めたところ、同月22日付けで請求者から補正に応じない旨の回答があり、同条第1項に規定された請求要件を満たしていないと認められるため	平成27年9月24日	乙第1号証から乙第201号証及び債務者(異議申立人)の答弁書、第2回主張書面から第16回主張書面。特に、大阪市の公文書。甲第1号証から甲第26号証。他法他施策の活用欠く私の場合の「障害者」立証欠く職員達。 個人情報保護条例、行政不服審査法、地方公務員法、医師法、医療法、障害者自立支援法(旧：現在の障害者総合支援法)
91	平成27年度 諮問受理第196号	平成27年11月6日 付け大総務第e-180号	平成27年7月9日	甲第24号証以後の私に関する記録全部。 ※非開示情報の請求は、管理体制：題目等分ならず、補正依頼拒否する。	総務局行政課(情報公開グループ)	平成27年7月16日 付け大総務第e-106号	補正に応じない旨の回答あり	平成27年7月29日 付け大総務第e-118号 開示請求 却下決定	開示請求書に記載された保有個人情報を特定するに足る事項が不明確であることから、平成27年7月16日付けで大阪市個人情報保護条例第18条第3項に基づき補正を求めたところ、同月22日付けで請求者から補正に応じない旨の回答があり、同条第1項に規定された請求要件を満たしていないと認められるため	平成27年9月24日	乙第1号証から乙第201号証及び債務者(異議申立人)の答弁書、第2回主張書面から第16回主張書面。特に、大阪市の公文書。甲第1号証から甲第26号証。他法他施策の活用欠く私の場合の「障害者」立証欠く職員達。 個人情報保護条例、行政不服審査法、地方公務員法、医師法、医療法、障害者自立支援法(旧：現在の障害者総合支援法)

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 開示請求に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及び内容その他保有個人情報を特定するに足る事項	(お) 担当	(か) 補正依頼	(き) 補正依頼に対する回答	(く) 決定	(け) 却下する理由	(こ) 異議申立て年月日	(さ) 異議申立ての趣旨及び理由
92	平成27年度 諮問受理第218号	平成27年11月27日 付け大市民啓第 116号	平成26年 3月24日	市民局人権啓発センター「人権相談記録」「弁護士相談記録票」記入以外の分私の件求める。	大阪市人権啓発・ 相談センター	平成26年 4月 4日 付け大市民啓第 1 号	補正に応じない旨の回答あり	平成26年 4月11日 付け大市民啓第 8 号 開示請求却下 決定	「開示請求書に記載された保有個人情報を特定するに足る事項」欄の記載内容が不明瞭なため、保有個人情報を特定することができないことから、平成26年 4月 4日付けで補正依頼を行ったところ、回答に応じないとのことから、開示請求にかかる保有個人情報を特定することができないため。	平成26年 5月 7日	処分の取り消しを求め、「特定」する通達関係大市民第32号件、「個人」まとめの自己情報開示する大市民啓第 8号件や職員単独「私見」改善せよ大市民第 8・9号件。条例第13条反す本件らの処分す。 市民局「諮」件は、基本的人権侵害（憲法13・14・19・21・25・26・98条 2項・99条等々） 大市民第6123号「在特会対策」は、法第79・145号反す、在日コリアン 4世教育権を「子どもの権利条約」反す。 大生保生第1396・1397・1398・15・16・17号「不」非開示提出済みより、閲覧上明白な「生野区は、6121号を「一般的」明示する「異議申立人情報」否定から、ダイバシティー単課作成具現化。大福祉第3281号「開」（市民の声 6点）を相違する越権行為（〇〇職員作成6121号）医療無資格者の所管外行為）
93	平成27年度 諮問受理第225号	平成27年12月11日 付け大市民啓第 130号	平成26年 6月10日	大市民第6121号「件」（〇〇書面）（と）が（は）、大生総第84・52号「件」（〇〇聞き取り書面）大生総第106号・大総務監第54号「件」（通知書 A「〇〇主張」）大総務第 e-3・e-26・e-9号「件」（〇〇書面）大健福第6054・1098号「件」（〇〇書面）の合致求む。	大阪市人権啓発・ 相談センター	平成26年 6月20日 付け大市民啓第34 号	補正に応じない旨の回答あり	平成26年 6月27日 付け大市民啓第38 号 開示請求却下 決定	「開示請求書に記載された保有個人情報を特定するに足る事項」欄の記載内容が不明瞭なため、保有個人情報を特定することができないことから、平成26年 6月20日付けで補正依頼を行ったところ、回答に応じないとのことから、開示請求にかかる保有個人情報を特定することができないため。	平成26年 7月14日	市内の「同件」関係当職との整合性欠く不一致「件」多発する。 処分取り消し、「個人情報」合致特定求める。保護課「件」波及する大総務第 e-1件・大市民啓件の為、一致は、法理。「不」非開大福祉第899号件は、大総務第 e-108号「件」・大市民啓第38号「件」不一致。 「補正依頼する法的根拠（保有提示）欠如する為、保有知る由も無く、「難易度高い」件。※又、「保有」分かる主張欠如する職員。
94	平成27年度 諮問受理第226号	平成27年12月11日 付け大市民啓第 131号	平成26年 8月 7日	大市民第6121号「自立支援医療について」〇〇書面の自立支援医療所属運用マニュアル「ICD-10」・「厚生労働省告示第158号」・「精神障害者医療費判定指針」の私の分求める。	大阪市人権啓発・ 相談センター	平成26年 8月19日 付け大市民啓第68 号	補正に応じない旨の回答あり	平成26年 8月25日 付け大市民啓第74 号 開示請求却下 決定	「開示請求書に記載された保有個人情報を特定するに足る事項」欄の記載内容が不明瞭なため、保有個人情報を特定することができないことから、平成26年 8月19日付けで補正依頼を行ったところ、補正に応じないとのことから、開示請求にかかる保有個人情報を特定することができないため。	平成26年 8月29日	処分の取り消しを行い、障害者総合支援法（当時は、障害者自立支援法）規定する「自立支援医療」法令とうり、私の分特定が、「当然の法理」満たす。 大情審答申第272号・332号の見解争う市民局主張「大市民第6121号」〇〇 大市民第6090号「法的根拠欠如」不非開示は、個人異議申立人の法的欠如だが、大市民第6121号「〇〇」は、「個人」言及した開件。法律上「相当」の私の分要す。※「大生保生第16号」不非開示件供覧済。
95	平成27年度 諮問受理第227号	平成27年12月11日 付け大市民啓第 132号	平成26年 8月 7日	大市民第6090号「不非開示（〇〇弁護士の法的根拠欠如）」件の6107号「理由説明書（法律準拠欠如する当然の法理）」が、全く分からず、市民の声No.1410-20051-001-01「〇〇書面」（6107号主張）、市民局は、「当然の法理」示すもの特定せよ。	大阪市人権啓発・ 相談センター	平成26年 8月19日 付け大市民啓第69 号	補正に応じない旨の回答あり	平成26年 8月25日 付け大市民啓第75 号 開示請求却下 決定	「開示請求書に記載された保有個人情報を特定するに足る事項」欄の記載内容が不明瞭なため、保有個人情報を特定することができないことから、平成26年 8月19日付けで補正依頼を行ったところ、補正に応じないとのことから、開示請求にかかる保有個人情報を特定することができないため。	平成26年 8月29日	処分の取り消しを行い、障害者総合支援法（当時は、障害者自立支援法）規定する「自立支援医療」法令とうり、私の分特定が、「当然の法理」満たす。 大情審答申第272号・332号の見解争う市民局主張「大市民第6121号」〇〇 大市民第6090号「法的根拠欠如」不非開示は、個人異議申立人の法的欠如だが、大市民第6121号「〇〇」は、「個人」言及した開件。法律上「相当」の私の分要す。※「大生保生第16号」不非開示件供覧済。
96	平成27年度 諮問受理第232号	平成27年12月11日 付け大市民啓第 137号	平成26年 9月29日	大市民第6104号「開却」（特定不可）」件・大市民啓第 8・71号49・50・51・38・72・73・74・75号「開却（特定不可）」件、大市民啓第 60・61・70号大市民第6121・6122・32号「公却（特定不可）」件の計17件求む。	大阪市人権啓発・ 相談センター	平成26年10月14日 付け大市民啓第 101号	補正に応じない旨の回答あり	平成26年10月16日 付け大市民啓第 105号 開示請求 却下決定	「開示請求書に記載された保有個人情報を特定するに足る事項」欄の記載内容が不明瞭なため、保有個人情報を特定することができないことから、平成26年10月14日付けで補正依頼を行ったところ、補正に応じないとのことから、開示請求にかかる保有個人情報を特定することができないため。	平成26年10月23日	答申尊重欠く為、答申事案件「大市民第6014・6127号」不非公開件の整合性求める処分の取り下げせよ。大生支第470号「不非開示」件（H22. 2/17）行政処分を争えず、大生支第16号「不非開示」件有 弁護士・職員は、個人情報の確扱う義務負う「弁護士法・地公法」 大生支第469号「ケース記録票（H20. 3/31・4/1）」は、市民局承知の元、逆説作成する「〇〇件」大市民第6121号作成するまとめ「個人情報」無い。単に共謀行為「まとめ」だが、大福祉第899号「不非開示」件合致欠く「〇〇」と「〇〇」の相違から、〇〇単独犯判明「越権」。（違法）
97	平成27年度 諮問受理第233号	平成27年12月11日 付け大市民啓第 138号	平成26年10月23日	大市民第105号再請求。（添付）請求事項「特定」表示を補正依頼する違法行為。（大市民・大市民啓は、市民局行政処分件）	大阪市人権啓発・ 相談センター	平成26年11月 4日 付け大市民啓第 115号	補正に応じない旨の回答あり	平成26年11月17日 付け大市民啓第 125号 開示請求 却下決定	「開示請求書に記載された保有個人情報を特定するに足る事項」欄の記載内容が不明瞭なため、保有個人情報を特定することができないことから、平成26年11月 4日付けで補正依頼を行ったところ、平成26年11月14日付けで補正に応じないとのことから、開示請求にかかる保有個人情報を特定することができないため。	平成26年12月22日	障害者自立支援法違反（当時）→生活保護法第 4 条違反。（答申第316号調査資料→大政第188・e-358号）（重度かつ継続する高額治療者規定する「ICD-10」認定基準） 〇〇弁護士「不相当の対応」見解（市民の声No.1101-12417-001-01・1101-12452-001-01〇〇回答） 〇〇職員は、「自立支援医療」取り扱い（H20. 3）欠く承知の元で作成する共謀行為。※〇〇弁護士「大市民第6167号」（回答以上欠く）からも明白。 H22. 2/19「全面謝罪」否定する〇〇まとめ（大市民第6121号）

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 開示請求に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及び内容その他保有個人情報を特定するに足る事項	(お) 担当	(か) 補正依頼	(き) 補正依頼に対する回答	(く) 決定	(け) 却下する理由	(こ) 異議申立て年月日	(さ) 異議申立ての趣旨及び理由
98	平成27年度 諮問受理第234号	平成27年12月11日 付け大市民啓第 139号	平成26年10月23日	大政第249・329・330・400号「市民の声請求書及び回答書」の抜粋から「市民の声No. 1110-20042-001-01 (H23. 8/17)」市民局回答求める。	大阪市人権啓発・ 相談センター	平成26年11月4日 付け大市民啓第 116号	補正に応じない旨の回答あり	平成26年11月17日 付け大市民啓第 126号 開示請求 却下決定	「開示請求書に記載された保有個人情報」を特定するに足る事項」欄の記載内容が不明瞭なため、保有個人情報特定することができないことから、平成26年11月4日付けで補正依頼を行ったところ、平成26年11月14日付けで補正に応じないとのことから、開示請求にかかる保有個人情報を特定することができないため。	平成26年12月22日	障害者自立支援法違反(当時)→生活保護法第4条違反。 (答申第316号調査資料→大政第188・e-358号) (重度かつ継続する高額治療者規定する「ICD-10」認定基準) 〇〇弁護士「不相当の対応」見解(市民の声No. 1101-12417-001-01・1101-12452-001-01〇〇回答) 〇〇職員は、「自立支援医療」取り扱い(H20. 3)欠く承知の元で作成する共謀行為。※〇〇弁護士「大市民第6167号」(回答以上欠く)からも明白。 H22. 2/19「全面謝罪」否定する〇〇まとめ(大市民第6121号)
99	平成27年度 諮問受理第235号	平成27年12月11日 付け大市民啓第 140号	平成26年10月23日	市民局の市民の声No. 1410-20057-001-01(H26. 9/9)「法的根拠求められた」回答文の事実関係判明するもの求める。大市民第6013・6139・6167号「件」の抜粋せよ。	大阪市人権啓発・ 相談センター	平成26年11月4日 付け大市民啓第 117号	補正に応じない旨の回答あり	平成26年11月17日 付け大市民啓第 127号 開示請求 却下決定	「開示請求書に記載された保有個人情報」を特定するに足る事項」欄の記載内容が不明瞭なため、保有個人情報特定することができないことから、平成26年11月4日付けで補正依頼を行ったところ、平成26年11月14日付けで補正に応じないとのことから、開示請求にかかる保有個人情報を特定することができないため。	平成26年12月22日	障害者自立支援法違反(当時)→生活保護法第4条違反。 (答申第316号調査資料→大政第188・e-358号) (重度かつ継続する高額治療者規定する「ICD-10」認定基準) 〇〇弁護士「不相当の対応」見解(市民の声No. 1101-12417-001-01・1101-12452-001-01〇〇回答) 〇〇職員は、「自立支援医療」取り扱い(H20. 3)欠く承知の元で作成する共謀行為。※〇〇弁護士「大市民第6167号」(回答以上欠く)からも明白。 H22. 2/19「全面謝罪」否定する〇〇まとめ(大市民第6121号)
100	平成27年度 諮問受理第258号	平成27年12月15日 付け大市民啓第 152号	平成26年11月14日	大市民啓第100号「6条～13条」の私的的確な情報求める。(個人情報主張) (※尚、「不相当の理由」不的確な理由)	大阪市人権啓発・ 相談センター	平成26年11月26日 付け大市民啓第 147号	補正に応じない旨の回答あり	平成26年12月1日 付け大市民啓第 167号 開示請求 却下決定	「開示請求書に記載された保有個人情報」を特定するに足る事項」欄の記載内容が不明瞭なため、保有個人情報特定することができないことから、平成26年11月26日付けで補正依頼を行ったところ、平成26年11月28日付けで補正に応じないとのことから、開示請求にかかる保有個人情報を特定することができないため。	平成26年12月22日	障害者自立支援法違反(当時)→生活保護法第4条違反。 (答申第316号調査資料→大政第188・e-358号) (重度かつ継続する高額治療者規定する「ICD-10」認定基準) 〇〇弁護士「不相当の対応」見解(市民の声No. 1101-12417-001-01・1101-12452-001-01〇〇回答) 〇〇職員は、「自立支援医療」取り扱い(H20. 3)欠く承知の元で作成する共謀行為。※〇〇弁護士「大市民第6167号」(回答以上欠く)からも明白。 H22. 2/19「全面謝罪」否定する〇〇まとめ(大市民第6121号)
101	平成27年度 諮問受理第261号	平成27年12月15日 付け大市民啓第 155号	平成26年11月21日	大市民啓第128号「開却(特定不可)」件は、大生保生第1066号「不非開示」件否認するもの求める。 ※原課見解「実際存在しない」一致せず。	大阪市人権啓発・ 相談センター	平成26年12月1日 付け大市民啓第 168号	補正に応じない旨の回答あり	平成26年12月15日 付け大市民啓第 189号 開示請求 却下決定	「開示請求書に記載された保有個人情報」を特定するに足る事項」欄の記載内容が不明瞭なため、保有個人情報特定することができないことから、平成26年12月1日付けで補正依頼を行ったところ、平成26年12月9日付けで補正に応じないとのことから、開示請求にかかる保有個人情報を特定することができないため。	平成26年12月22日	大個審答申第56号「大市民第256号」、大個審答申第57号、等は、調整の元、共有化事案。 答申第332一括答申は、別表2・別表7の「神経症」が、ICD-10上実際存在しない見解の行政処分する大福祉第1951号「不」件有。※答申第345号-第5、大生保生第902号「不」件有。 答申第332号「大健福第6515号」H20. 3/26〇〇CW「想像(〇〇)・思い込み(〇〇)」発行(H24. 1/27) 社援保発第0330001号I-4(2)①イ「法令を除く場合」決定事項(行政処分) 答申第294号-第5-3(1)H22. 5/20大健福第6054号(1098号)作成提出(〇〇)は、全面謝罪否認する水掛論を市民局〇〇課長と調整している為、案の定「水掛論」問題明白。尚、「〇〇」と「〇〇」合致せずの大市民啓第38号「開却(特定不可)」有。
102	平成27年度 諮問受理第262号	平成27年12月15日 付け大市民啓第 156号	平成26年11月21日	大市民第6013号「開示」件(256号「大個審答申第56号」)は、6001号「延長決定」理由的確認するもの求める。並びに、大福祉第899号「不非開示」件否認するもの。	大阪市人権啓発・ 相談センター	平成26年12月1日 付け大市民啓第 169号	補正に応じない旨の回答あり	平成26年12月15日 付け大市民啓第 190号 開示請求 却下決定	「開示請求書に記載された保有個人情報」を特定するに足る事項」欄の記載内容が不明瞭なため、保有個人情報特定することができないことから、平成26年12月1日付けで補正依頼を行ったところ、平成26年12月9日付けで補正に応じないとのことから、開示請求にかかる保有個人情報を特定することができないため。	平成26年12月22日	大個審答申第56号「大市民第256号」、大個審答申第57号、等は、調整の元、共有化事案。 答申第332一括答申は、別表2・別表7の「神経症」が、ICD-10上実際存在しない見解の行政処分する大福祉第1951号「不」件有。※答申第345号-第5、大生保生第902号「不」件有。 答申第332号「大健福第6515号」H20. 3/26〇〇CW「想像(〇〇)・思い込み(〇〇)」発行(H24. 1/27) 社援保発第0330001号I-4(2)①イ「法令を除く場合」決定事項(行政処分) 答申第294号-第5-3(1)H22. 5/20大健福第6054号(1098号)作成提出(〇〇)は、全面謝罪否認する水掛論を市民局〇〇課長と調整している為、案の定「水掛論」問題明白。尚、「〇〇」と「〇〇」合致せずの大市民啓第38号「開却(特定不可)」有。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 開示請求に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及び内容その他保有個人情報を特定するに足る事項	(お) 担当	(か) 補正依頼	(き) 補正依頼に対する回答	(く) 決定	(け) 却下する理由	(こ) 異議申立て年月日	(さ) 異議申立ての趣旨及び理由
103	平成27年度 諮問受理第263号	平成27年12月15日 付け大市民啓第 157号	平成26年11月21日	市民局は、相談員（人権啓発・相談センター）に、対応拒否する「ネグレクト」指導する理由求める。 ※30分の無言続け、電話切り指導	大阪市人権啓発・ 相談センター	平成26年12月1日 付け大市民啓第 170号	補正に応じない旨の回答あり	平成26年12月15日 付け大市民啓第 191号 開示請求 却下決定	「開示請求書に記載された保有個人情報を特定するに足る事項」欄の記載内容が不明瞭なため、保有個人情報を特定することができないことから、平成26年12月1日付けで補正依頼を行ったところ、平成26年12月9日付けで補正に応じないとのことから、開示請求にかかる保有個人情報を特定することができないため。	平成26年12月22日	大個審答申第56号「大市民第256号」、大個審答申第57号、等は、調整の元、共有化事案。 答申第332一括答申は、別表2・別表7の「神経症」が、ICD-10上実際存在しない見解の行政処分する大福祉第1951号「不」件有。※答申第345号-第5、大生保生第902号「不」件有。 答申第332号「大健福第6515号」H20. 3/26〇〇CW「想像(〇〇)・思い込み(〇〇)」発行(H24. 1/27)社援保発第0330001号I-4(2)①イ「法令を除く場合」決定事項(行政処分) 答申第294号-第5-3(1)H22. 5/20大健福第6054号(1098号)作成提出(〇〇)は、全面謝罪否認する水掛論を市民局〇〇課長と調整している為、案の定「水掛論」問題明白。尚、「〇〇」と「〇〇」合致せずの大市民啓第38号「開却(特定不可)」有。
104	平成27年度 諮問受理第264号	平成27年12月15日 付け大市民啓第 158号	平成26年11月21日	大市民啓第125号「大市民第105号再請求」開却件は、大市民第6104・大市民啓第8・38・49・50・51・71・72・73・73・74・75・105・119・120・121号の大市民第6121号「〇〇」件根拠(まとめる)決定出来ない理由求める。	大阪市人権啓発・ 相談センター	平成26年12月1日 付け大市民啓第 171号	補正に応じない旨の回答あり	平成26年12月15日 付け大市民啓第 192号 開示請求 却下決定	「開示請求書に記載された保有個人情報を特定するに足る事項」欄の記載内容が不明瞭なため、保有個人情報を特定することができないことから、平成26年12月1日付けで補正依頼を行ったところ、平成26年12月9日付けで補正に応じないとのことから、開示請求にかかる保有個人情報を特定することができないため。	平成26年12月22日	大個審答申第56号「大市民第256号」、大個審答申第57号、等は、調整の元、共有化事案。 答申第332一括答申は、別表2・別表7の「神経症」が、ICD-10上実際存在しない見解の行政処分する大福祉第1951号「不」件有。※答申第345号-第5、大生保生第902号「不」件有。 答申第332号「大健福第6515号」H20. 3/26〇〇CW「想像(〇〇)・思い込み(〇〇)」発行(H24. 1/27)社援保発第0330001号I-4(2)①イ「法令を除く場合」決定事項(行政処分) 答申第294号-第5-3(1)H22. 5/20大健福第6054号(1098号)作成提出(〇〇)は、全面謝罪否認する水掛論を市民局〇〇課長と調整している為、案の定「水掛論」問題明白。尚、「〇〇」と「〇〇」合致せずの大市民啓第38号「開却(特定不可)」有。
105	平成27年度 諮問受理第265号	平成27年12月15日 付け大市民啓第 159号	平成26年11月21日	大市民啓第127号「開却」件は、市民の声No.1410-20057-001-01〇〇回答する「法的根拠求められた」事実関係判明出来ずだが、「まとめる」理由(市民の声No.1410-20057-001-01〇〇回答は、個人情報保護を念頭)の私の情報求める。	大阪市人権啓発・ 相談センター	平成26年12月1日 付け大市民啓第 172号	補正に応じない旨の回答あり	平成26年12月15日 付け大市民啓第 193号 開示請求 却下決定	「開示請求書に記載された保有個人情報を特定するに足る事項」欄の記載内容が不明瞭なため、保有個人情報を特定することができないことから、平成26年12月9日付けで補正依頼を行ったところ、平成26年12月9日付けで補正に応じないとのことから、開示請求にかかる保有個人情報を特定することができないため。	平成26年12月22日	大個審答申第56号「大市民第256号」、大個審答申第57号、等は、調整の元、共有化事案。 答申第332一括答申は、別表2・別表7の「神経症」が、ICD-10上実際存在しない見解の行政処分する大福祉第1951号「不」件有。※答申第345号-第5、大生保生第902号「不」件有。 答申第332号「大健福第6515号」H20. 3/26〇〇CW「想像(〇〇)・思い込み(〇〇)」発行(H24. 1/27)社援保発第0330001号I-4(2)①イ「法令を除く場合」決定事項(行政処分) 答申第294号-第5-3(1)H22. 5/20大健福第6054号(1098号)作成提出(〇〇)は、全面謝罪否認する水掛論を市民局〇〇課長と調整している為、案の定「水掛論」問題明白。尚、「〇〇」と「〇〇」合致せずの大市民啓第38号「開却(特定不可)」有。
106	平成27年度 諮問受理第266号	平成27年12月15日 付け大市民啓第 160号	平成26年11月28日	市民局ダイバーシティの市民の声No.1410-20071-001-01(H26. 11/21)〇〇回答する市民の声(回答求める)請求をを求める。	大阪市人権啓発・ 相談センター	平成26年12月11日 付け大市民啓第 181号	補正に応じない旨の回答あり	平成26年12月24日 付け大市民啓第 197号 開示請求 却下決定	「開示請求書に記載された保有個人情報を特定するに足る事項」欄の記載内容が不明瞭なため、保有個人情報を特定することができないことから、平成26年12月11日付けで補正依頼を行ったところ、平成26年12月22日付けで補正に応じないとのことから、開示請求にかかる保有個人情報を特定することができないため。	平成27年1月13日	大情審答申第272・332号「大健福第6290号」不件・「大福祉第1317号」不件・「大福祉第1951号」不件・「大生保生第604・624・574号」不件、答申第345号「大生保生第902号」不件、等の神経症は、実際存在しないとうり、障害者自立支援法(ICD-10)除外示したもの。 通院欠く、他法他施策の活用するもの欠くレセプト判定「大個審答申第57号」大福祉第3281号「市民の声回答6点」見解・大政第e-43号「市民の声回答12点」見解は、通院欠く為、自立支援医療の可能性無く、「診療状況について」の(回答)使用しているわけではない記載有り、大生保生第449号「不非開示(大福祉第3281号「6点」見解争わず)」件有。 ※大生保生第802・803・937・938・939・940・941号「不非開示」件(ICD-10F40~45・48号見解)
107	平成27年度 諮問受理第267号	平成27年12月15日 付け大市民啓第 161号	平成26年12月9日	〇〇弁護士「不相当な対応」見解有り、相当理由欠くのが、不的確に行政指導(生活保護法第50条)する障害者自立支援法(当時)扱う私の情報	大阪市人権啓発・ 相談センター	平成26年12月19日 付け大市民啓第 195号	補正に応じない旨の回答あり	平成27年1月9日 付け大市民啓第 211号 開示請求 却下決定	「開示請求書に記載された保有個人情報を特定するに足る事項」欄の記載内容が不明瞭なため、保有個人情報を特定することができないことから、平成26年12月19日付けで補正依頼を行ったところ、平成27年1月5日付けで補正に応じないとのことから、開示請求にかかる保有個人情報を特定することができないため。	平成27年1月13日	大情審答申第272・332号「大健福第6290号」不件・「大福祉第1317号」不件・「大福祉第1951号」不件・「大生保生第604・624・574号」不件、答申第345号「大生保生第902号」不件、等の神経症は、実際存在しないとうり、障害者自立支援法(ICD-10)除外示したもの。 通院欠く、他法他施策の活用するもの欠くレセプト判定「大個審答申第57号」大福祉第3281号「市民の声回答6点」見解・大政第e-43号「市民の声回答12点」見解は、通院欠く為、自立支援医療の可能性無く、「診療状況について」の(回答)使用しているわけではない記載有り、大生保生第449号「不非開示(大福祉第3281号「6点」見解争わず)」件有。 ※大生保生第802・803・937・938・939・940・941号「不非開示」件(ICD-10F40~45・48号見解)

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 開示請求に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及び内容その他保有個人情報を特定するに足る事項	(お) 担当	(か) 補正依頼	(き) 補正依頼に対する回答	(く) 決定	(け) 却下する理由	(こ) 異議申立て年月日	(さ) 異議申立ての趣旨及び理由
108	平成27年度 諮問受理第268号	平成27年12月15日 付け大市民啓第 162号	平成26年12月9日	ダイバー推進室は、生野生活支援が、的確示すもの求める。※大市民第6121号「的確」強調している。(〇〇まとめ「指導有効」から、的確告知示すものである)	大阪市人権啓発・ 相談センター	平成26年12月19日 付け大市民啓第 196号	補正に応じない旨の回答あり	平成27年1月9日 付け大市民啓第 212号 開示請求 却下決定	「開示請求書に記載された保有個人情報を特定するに足る事項」欄の記載内容が不明瞭なため、保有個人情報を特定することができないことから、平成26年12月19日付けで補正依頼を行ったところ、平成27年1月5日付けで補正に応じないとのことから、開示請求にかかる保有個人情報を特定することができないため。	平成27年1月13日	大情審答申第272・332号「大健福第6290号」不件・「大福祉第1317号」不件・「大福祉第1951号」不件・「大生保生第604・624・574号」不件、答申第345号「大生保生第902号」不件、等の神経症は、実際存在しないとうり、障害者自立支援法（ICD-10）除外示したもの。通院欠く、他法他施策の活用するもの欠くレセプト判定「大個審答申第57号」大福祉第3281号「市民の声回答6点」見解・大政第e-43号「市民の声回答12点」見解は、通院欠く為、自立支援医療の可能性無く、「診療状況について」の（回答）使用しているわけではない記載有り、大生保生第449号「不非開示（大福祉第3281号「6点」見解争わず）」件有。 ※大生保生第802・803・937・938・939・940・941号「不非開示」件（ICD-10F40～45・48号見解）
109	平成27年度 諮問受理第273号	平成27年12月24日 付け大市民啓第 175号	平成26年12月22日	市民局の障害者自立支援法取り扱う私の情報求める。(大政第e-43号「保護課回答」不要発行見解有。大政第e-50号「市民局回答」全面謝罪見解有。) ※市民の声回答	大阪市人権啓発・ 相談センター	平成26年12月26日 付け大市民啓第 203号	補正に応じない旨の回答あり	平成27年1月21日 付け大市民啓第 253号 開示請求 却下決定	「開示請求書に記載された保有個人情報を特定するに足る事項」欄の記載内容が不明瞭なため、保有個人情報を特定することができないことから、平成26年12月26日付けで補正依頼を行ったところ、平成27年1月13日付けで補正に応じないとのことから、開示請求にかかる保有個人情報を特定することができないため。	平成27年1月30日	障害者自立支援法違反。※答申第272・316・332・345号（審査会）に基づき、大個審答申第55・57・58・60・62・69号は、大阪市所定様式「他法活用検討依頼通知」欠いた〇〇CW個人の6・7追記する社発第727号・社保第117号反する違法示した大健福第6151号「決定書」（社援第2700号）。法的根拠欠く6・7追記する〇〇CW違法行為否認する生野区長。大生保生第1446・17（H25. 4/4・H26. 4/7の2件）・98・108・1110・104（H25. 4/25）号「不非開示」件や大生保生第449・499・501・583・584・645・646・766・802・803・804・806・807・812・839・937・938・939・940・941・1066・1247号「不非開示」件等々から、6・7追記事由（理由）欠く。両課「整合性」欠く。
110	平成27年度 諮問受理第274号	平成27年12月24日 付け大市民啓第 176号	平成26年12月22日	市民局保有する私の情報全部求む。(※取扱再調査申出書の未決定続く為、調査資料求める)	大阪市人権啓発・ 相談センター	平成26年12月26日 付け大市民啓第 204号	補正に応じない旨の回答あり	平成27年1月21日 付け大市民啓第 254号 開示請求 却下決定	「開示請求書に記載された保有個人情報を特定するに足る事項」欄の記載内容が不明瞭なため、保有個人情報を特定することができないことから、平成26年12月26日付けで補正依頼を行ったところ、平成27年1月13日付けで補正に応じないとのことから、開示請求にかかる保有個人情報を特定することができないため。	平成27年1月30日	障害者自立支援法違反。※答申第272・316・332・345号（審査会）に基づき、大個審答申第55・57・58・60・62・69号は、大阪市所定様式「他法活用検討依頼通知」欠いた〇〇CW個人の6・7追記する社発第727号・社保第117号反する違法示した大健福第6151号「決定書」（社援第2700号）。法的根拠欠く6・7追記する〇〇CW違法行為否認する生野区長。大生保生第1446・17（H25. 4/4・H26. 4/7の2件）・98・108・1110・104（H25. 4/25）号「不非開示」件や大生保生第449・499・501・583・584・645・646・766・802・803・804・806・807・812・839・937・938・939・940・941・1066・1247号「不非開示」件等々から、6・7追記事由（理由）欠く。両課「整合性」欠く。
111	平成27年度 諮問受理第275号	平成27年12月24日 付け大市民啓第 177号	平成26年12月22日	市民局の市民の声No. 1410-20071-001-01（H26. 11/21）〇〇回答求む。	大阪市人権啓発・ 相談センター	平成26年12月26日 付け大市民啓第 205号	補正に応じない旨の回答あり	平成27年1月21日 付け大市民啓第 255号 開示請求 却下決定	「開示請求書に記載された保有個人情報を特定するに足る事項」欄の記載内容が不明瞭なため、保有個人情報を特定することができないことから、平成26年12月26日付けで補正依頼を行ったところ、平成27年1月13日付けで補正に応じないとのことから、開示請求にかかる保有個人情報を特定することができないため。	平成27年1月30日	公文書管理条例違反。地方公務員法第28・29・35条反す。「倫理規範」大市民第6124号「公開」資料類の諮問中から、職員基本条例等研修資料要す。人権教育及び人権尊重に関する法律（法律第145号）※世界人権宣言交付した市民の声No. 1410-20071-001-01（H26. 11/21）〇〇回答分ならずとは有り得ず。同請求方式「大市民啓第177号」開示件有。職員研修・相談員研修は、資料非公開から、補正依頼不可より、「趣旨」反す回答求める違反。又、人権じゅう倫示す事案本件類
112	平成27年度 諮問受理第276号	平成27年12月24日 付け大市民啓第 178号	平成27年1月13日	大政第e-43号「保護課市民の声回答12点」否定する市民局大市民第6121号「〇〇まとめ」は、福祉局調整（大情審答申第294号）否定される大福祉第899号「不非開示」件有り、〇〇不法行為明白物証「回答・答申」争うもの求める。	大阪市人権啓発・ 相談センター	平成27年1月23日 付け大市民啓第 257号	補正に応じない旨の回答あり	平成27年2月3日 付け大市民啓第 263号 開示請求 却下決定	「開示請求書に記載された保有個人情報を特定するに足る事項」欄の記載内容が不明瞭なため、保有個人情報を特定することができないことから、平成27年1月23日付けで補正依頼を行ったところ、平成27年1月30日付けで補正に応じないとのことから、開示請求にかかる保有個人情報を特定することができないため。	平成27年2月9日	〇〇CW生活保護法第64条違反する法第25条2項違反。生活保護法第4条違反する法第50条違反。左記は、答申第272号の審査会見解示す。 ※大福祉第4515号「不」件（答申第366号）「ICD-10」（答申第316・332・345号）大生支第113号「不」件は、個人情報保護条例決定欠き、6・7追記違反示す。 「他法活用検討依頼通知」欠く私（異議申立人）は、個人情報欠く。（6・7追記理由欠く）答申第272・366号、316号・332・345号（大個審答申第57号）（大生保生第1262・935・950・1039・1398・16号「不非開示」件等々）

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 開示請求に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及び内容その他保有個人情報を特定するに足る事項	(お) 担当	(か) 補正依頼	(き) 補正依頼に対する回答	(く) 決定	(け) 却下する理由	(こ) 異議申立て年月日	(さ) 異議申立ての趣旨及び理由
113	平成27年度 諮問受理第277号	平成27年12月24日 付け大市民啓第 179号	平成27年1月13日	市民局の大個審答申第56号・大市民第733号「公却(権利の濫用)」件の大市民第6121号「〇〇まとめ」件は、「通院欠く発行(行政指導)謝罪」否定するもの求める※大情審答申第272号「障害者自立支援法」明示。(自立支援医療扱うもの)。	大阪市人権啓発・ 相談センター	平成27年1月23日 付け大市民啓第 258号	補正に応じない旨の回答あり	平成27年2月3日 付け大市民啓第 264号 開示請求 却下決定	「開示請求書に記載された保有個人情報」を特定するに足る事項」欄の記載内容が不明瞭なため、保有個人情報を特定することができないことから、平成27年1月23日付けで補正依頼を行ったところ、平成27年1月30日付けで補正に応じないとのことから、開示請求にかかる保有個人情報を特定することができないため。	平成27年2月9日	〇〇CW生活保護法第64条違反する法第25条2項違反。生活保護法第4条違反する法第50条違反。左記は、答申第272号の審査会見解示す。 ※大福祉第4515号「不」件(答申第366号) 「ICD-10」(答申第316・332・345号) 大生支第113号「不」件は、個人情報保護条例決定欠き、6・7追記違反示す。 「他法活用検討依頼通知」欠く私(異議申立人)は、個人情報欠く。(6・7追記理由欠く)答申第272・366号、316号・332・345号(大個審答申第57号) (大生保生第1262・935・950・1039・1398・16号「不非開示」件等々)
114	平成27年度 諮問受理第281号	平成28年1月21日 付け大生保生第 1089号	平成27年7月10日	大生保生第234号「開却」する大個審答申第69号の大生保生第105号「保護変更申請書」(遠視メガネ事案・老視事案)の案件求める。※答申上記録する大生保生第105号資料2点の案件(事案)。	生野区役所保健福 祉課(生活支援)	平成27年7月24日 付け大生保生第 464号	補正に応じない旨の回答あり	平成27年7月30日 付け大生保生第 492号 開示請求 却下決定	開示請求書に記載された保有個人情報」を特定するに足る事項が不明確であることから、平成27年7月24日付けで補正を求めたところ、同月29日付けで請求者から補正に応じない旨の回答があり、大阪市個人情報保護条例第18条第1項に規定された請求要件を満たしていないと認められるため	平成27年9月24日	乙第1号証から乙第201号証及び、債務者(異議申立人)の答弁書、第2回主張書面から第16回主張書面、特に、大阪市の公文書類は、重要点示す。 未使用「医療券」は、持病当たらず。医療要否意見書の矛盾示す。 甲第1号証から甲第26号証、個人情報の言及部分。 医療法第6条11の第1項参照。地方公務員法遂上解説(文献)第29条「道義的責任」示す。
115	平成27年度 諮問受理第282号	平成28年1月21日 付け大生保生第 1090号	平成27年7月17日	職員(各局・生野区・浪速区)は、「自立支援医療制度の概要」厚生労働省ホームページ:審査会答申第272号「障害者自立支援法」(法律第123号)の私の個人情報の特定含む。	生野区役所保健福 祉課(生活支援)	平成27年7月30日 付け大生保生第 478号	回答書の提出なし	平成27年8月18日 付け大生保生第 564号 開示請求 却下決定	開示請求書に記載された保有個人情報」を特定するに足る事項が不明確であることから、平成27年7月30日付けで補正を求めたところ、期限までに回答がなかったことから、大阪市個人情報保護条例第18条第1項に規定された請求要件を満たしていないと認められるため	平成27年9月24日	乙第1号証から乙第201号証及び、債務者(異議申立人)の答弁書、第2回主張書面から第16回主張書面、特に、大阪市の公文書類は、重要点示す。 未使用「医療券」は、持病当たらず。医療要否意見書の矛盾示す。 甲第1号証から甲第26号証、個人情報の言及部分。 医療法第6条11の第1項参照。地方公務員法遂上解説(文献)第29条「道義的責任」示す。
116	平成27年度 諮問受理第289号	平成27年12月28日 付け大市民第975 号	平成27年3月6日	市民の声No.1410-20066-001-01(〇〇回答※〇〇主張)の「欠如」は、不存在否定する為、「相当」否定する「不相当」の容認する理由(日本語説明)求める。	市民局総務課(総 務グループ)	平成27年3月16日 付け大市民第980 号	補正に応じない旨の回答あり	平成27年3月25日 付け大市民第1035 号 開示請求却下 決定	開示請求書の「開示請求に係る保有個人情報」を取り扱う事務の名称及び内容その他保有個人情報を特定するに足る事項」欄の記載内容が不明確なため、開示請求されている保有個人情報を特定することができないことから、平成27年3月16日付け大市民第980号により補正依頼を行ったところ、同月23日付け補正依頼に対する回答書により、補正に応じない旨の回答があったことから、開示請求されている保有個人情報を特定することができないため。	平成27年3月30日	時系列の存否矛盾(321・322・323・324号)、弁護士見解まとめる個人情報(正確かつ最新の状態)要す為、314・315・316・317・318・319・320号件、「不」個人情報保有欠くが、保有特定出来ない関連事項分ならず。研修資料は、市機関資料の為、決定可能。 面談強要等仮処分命令申立事件の〇〇・〇〇「陳述書」示す。 〇〇職員は、「持論」と批判、〇〇職員「市民の声回答20件以上の3件抜粋」、陳述書とすりなら、「正論」示すもの(異議申立人が、該当者)・「20件以上」回答書(公益通報の証拠)の決定可能。市民の苦情争い、又、苦情否定の職員達。
117	平成27年度 諮問受理第291号	平成27年12月28日 付け大市民第979 号	平成27年5月20日	大個審答申第72号の見解・評価・判断した私の分示すもの。市民局は、条例第69条:苦情の処理を否定する為、「苦情」否認するもの求める。(個人情報保護条例解釈運用手引:第85)※大量は、苦情の数々の回数と時間である年月。	市民局総務課(総 務グループ)	平成27年5月29日 付け大市民第156 号	大市民啓第6・8号の開示する(重複しているが)「市民の声」は、苦情している。 「苦情」解決拒否した〇〇(課長)・〇〇(課長代理)・〇〇(副参事)・〇〇(係長)職員。 その為、「苦情」否認するもの大市民啓第6・8号開示「市民の声」から抜粋求める。	平成27年6月8日 付け大市民第168 号 開示請求却下 決定	開示請求書の「開示請求に係る保有個人情報」を取り扱う事務の名称及び内容その他保有個人情報を特定するに足る事項」欄の記載内容が不明確なため、開示請求されている保有個人情報を特定することができないことから、平成27年5月29日付け大市民第156号により補正依頼を行ったところ、同年6月1日付け補正依頼に対する回答書により、補正に応じたが、その回答内容についても記載内容が不明確であり、開示請求の対象となる保有個人情報を特定することができないため。	平成27年6月10日	面談強要等仮処分命令申立事件の債務者(異議申立人)の乙第1号証から、乙第201号証の合部示す。 大情審第293号・294号・272号・299号・332号・345号・336号・381号との甲第14号証 面談強要等仮処分命令申立事件の債務者(異議申立人)の答弁書及び第2回主張書面から、第16回主張書面、陳述書類の全部示す。
118	平成27年度 諮問受理第292号	平成27年12月28日 付け大市民第981 号	平成27年6月10日	大総務第e-3・e-26・e-9号事案内、消費者センターの件を別紙:「通報についての連絡H21.2/3付」一致する実施機関理由説明書を求める。	市民局総務課(総 務グループ)	平成27年6月17日 付け大市民第205 号	別紙の不添付する為、〇〇・〇〇・〇〇、事業者の分かる実施機関理由説明書:答申第322号の事案を求める。	平成27年7月7日 付け大市民第308 号 開示請求却下 決定	開示請求書の「開示請求に係る保有個人情報」を取り扱う事務の名称及び内容その他保有個人情報を特定するに足る事項」欄の記載内容が不明確なため、開示請求されている保有個人情報を特定することができないことから、大阪市個人情報保護条例第18条第3項に基づき平成27年6月17日付け大市民第205号により補正依頼を行ったところ、同年7月1日付け補正依頼に対する回答書により補正に応じたが、当該回答書の記載内容では開示請求の対象となる保有個人情報を特定することができないことから、同条第1項に規定された請求要件を満たしていないと認められるため	平成27年7月13日	「法令に基づく場合」(行政個人情報保護法第8条1項:甲第4号証)皆無の6・7追記事項要す個人情報(私の分)は過去診かつ対象外(乙号証とすり)示す。 疎明資料:第2章-第9(P.907)、大健福第6151号・6152号「決定書」 社援第1645号(受付番号第505号・506号)平成27年6月29日付の大阪府社会援護課分、債務者(異議申立人)の答弁書及び第2回主張書面から第16回主張書面、等。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 開示請求に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及び内容その他保有個人情報特定に足る事項	(お) 担当	(か) 補正依頼	(き) 補正依頼に対する回答	(く) 決定	(け) 却下する理由	(こ) 異議申立て年月日	(さ) 異議申立ての趣旨及び理由
119	平成27年度 諮問受理第293号	平成27年12月28日 付け大市民第983号	平成27年6月10日	大総務第e-3・e-26・e-9号 事案内の「弁護士の回答」示すもの 求める。(引用するもの)	市民局総務課(総 務グループ)	平成27年6月17日 付け大市民第206号	答申第332号の事案:「弁護士の回答」分求める。	平成27年7月7日 付け大市民第309号 開示請求却下 決定	開示請求書の「開示請求に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及び内容その他保有個人情報特定に足る事項」欄の記載内容が不明確なため、開示請求されている保有個人情報を特定することができないことから、大阪市個人情報保護条例第18条第3項に基づき平成27年6月17日付け大市民第206号により補正依頼を行ったところ、同年7月1日付け補正依頼に対する回答書により補正に応じたが、当該回答書の記載内容では開示請求の対象となる保有個人情報を特定することができないことから、同条第1項に規定された請求要件を満たしていないと認められるため	平成27年7月13日	「法令に基づく場合」(行政個人情報保護法第8条1項:甲第4号証)皆無の6・7追記事項要す個人情報(私の分)は過去診かつ対象外(乙号証とより)示す。 疎明資料:第2章-第9(P.907)、大健福第6151号・6152号「決定書」 社援第1645号(受付番号第505号・506号)平成27年6月29日付の大阪府社会援護課分、債務者(異議申立人)の答弁書及び第2回主張書面から第16回主張書面、等。
120	平成27年度 諮問受理第294号	平成27年12月28日 付け大市民第985号	平成27年6月10日	「法令に基づく場合」条例第6条3項の私の個人情報:他法他施策の活用する障害者自立支援法※答申第272号・316号の扱うもの求める。(市民局)	市民局総務課(総 務グループ)	平成27年6月17日 付け大市民第207号	大市民第6121号:社援発第0330001号-I-4(2)③アの行政個人情報保護法第6条1項「法令に基づく場合」の私の情報求める。条例第6条・第7条・第13条:「法令に基づく場合」規定示す。 ※第7条:関係先調査(個人情報保護条例解釈運用手引)	平成27年7月7日 付け大市民第310号 開示請求却下 決定	開示請求書の「開示請求に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及び内容その他保有個人情報特定に足る事項」欄の記載内容が不明確なため、開示請求されている保有個人情報を特定することができないことから、大阪市個人情報保護条例第18条第3項に基づき平成27年6月17日付け大市民第207号により補正依頼を行ったところ、同年7月1日付け補正依頼に対する回答書により補正に応じたが、当該回答書の記載内容では開示請求の対象となる保有個人情報を特定することができないことから、同条第1項に規定された請求要件を満たしていないと認められるため	平成27年7月13日	「法令に基づく場合」(行政個人情報保護法第8条1項:甲第4号証)皆無の6・7追記事項要す個人情報(私の分)は過去診かつ対象外(乙号証とより)示す。 疎明資料:第2章-第9(P.907)、大健福第6151号・6152号「決定書」 社援第1645号(受付番号第505号・506号)平成27年6月29日付の大阪府社会援護課分、債務者(異議申立人)の答弁書及び第2回主張書面から第16回主張書面、等。
121	平成27年度 諮問受理第295号	平成27年12月28日 付け大市民第987号	平成27年7月22日	大市民第168号「開示」却下する為、改めて、「苦情」否認する市民の声請求:大市民第6号・第8号の開示分より、抜粋求める。※職員 の判断。	市民局総務課(総 務グループ)	平成27年7月30日 付け大市民第483号	補正に応じない旨の回答あり	平成27年8月13日 付け大市民第513号 開示請求却下 決定	開示請求書の「開示請求に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及び内容その他保有個人情報特定に足る事項」欄の記載内容が不明確なため、開示請求されている保有個人情報を特定することができないことから、大阪市個人情報保護条例第18条第3項に基づき平成27年7月30日付け大市民第483号により補正依頼を行ったところ、同年8月11日付け補正依頼に対する回答書により補正に応じない旨の回答があり、開示請求されている保有個人情報を特定することができないことから、同条第1項に規定された請求要件を満たしていないと認められるため	平成27年9月24日	乙第1号証から乙第201号証及び、債務者(異議申立人)の答弁書、第2回主張書面から第16回主張書面、特に、大阪市の公文書類は、重要点示す。 未使用「医療券」は、持病当たらず。医療要否意見書の矛盾示す。 甲第1号証から甲第26号証、個人情報の言及部分。 医療法第6条11の第1項参照。地方公務員法逐上解説(文献)第29条「道義的責任」示す。
122	平成27年度 諮問受理第296号	平成27年12月28日 付け大市民第989号	平成27年7月10日	行政個人情報保護法第8条1項「法令に基づく場合」(甲第4号証の通知上のI-4(2)③ア・④ア)示す私の情報求める。(答申第332・345号:大個審答申第72号示す)※市民局	市民局総務課(総 務グループ)	平成27年7月17日 付け大市民第344号	補正に応じない旨の回答あり	平成27年7月28日 付け大市民第391号 開示請求却下 決定	開示請求書の「開示請求に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及び内容その他保有個人情報特定に足る事項」欄の記載内容が不明確なため、開示請求されている保有個人情報を特定することができないことから、大阪市個人情報保護条例第18条第3項に基づき平成27年7月17日付け大市民第344号により補正依頼を行ったところ、同月22日付け補正依頼に対する回答書により補正に応じない旨の回答があり、開示請求されている保有個人情報を特定することができないことから、同条第1項に規定された請求要件を満たしていないと認められるため	平成27年9月24日	乙第1号証から乙第201号証及び債務者(異議申立人)の答弁書、第2回主張書面から第16回主張書面。特に、大阪市の公文書。甲第1号証から甲第26号証。 他法他施策の活用欠く私の場合の「障害者」立証欠く職員達。 個人情報保護条例、行政不服審査法、地方公務員法、医師法、医療法、障害者自立支援法(旧:現在の障害者総合支援法)

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 開示請求に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及び内容その他保有個人情報特定に足る事項	(お) 担当	(か) 補正依頼	(き) 補正依頼に対する回答	(く) 決定	(け) 却下する理由	(こ) 異議申立て年月日	(さ) 異議申立ての趣旨及び理由
123	平成27年度 諮問受理第297号	平成27年12月28日 付け大市民第991号	平成27年7月10日	疎明資料：第2章の第9のP. 907 とうり：他法受診中の被保護を主治 医の診察状況について（照会）を私 の場合真逆の扱い実施した〇〇CW の平成20年3月26日本人の不同意発 行理由※市民局	市民局総務課（総 務グループ）	平成27年7月17日 付け大市民第345号	補正に応じない旨の回答あり	平成27年7月28日 付け大市民第392号 開示請求却下 決定	開示請求書の「開示請求に係る保有 個人情報を取り扱う事務の名称及び 内容その他保有個人情報特定する に足る事項」欄の記載内容が不明 確なため、開示請求されている保有 個人情報を特定することができない ことから、大阪市個人情報保護条例 第18条第3項に基づき平成27年7月 17日付け大市民第345号により補正 依頼を行ったところ、同月22日付け 補正依頼に対する回答書により補正 に応じない旨の回答があり、開示請 求されている保有個人情報を特定す ることができないことから、同条第 1項に規定された請求要件を満たし ていないと認められるため	平成27年9月24日	乙第1号証から乙第201号証及び債務者（異議申立人）の答 弁書、第2回主張書面から第16回主張書面。特に、大阪市の 公文書。甲第1号証から甲第26号証。 他法他施策の活用欠く私の場合の「障害者」立証欠く職員 達。 個人情報保護条例、行政不服審査法、地方公務員法、医師 法、医療法、障害者自立支援法（旧：現在の障害者総合支援 法）
124	平成27年度 諮問受理第299号	平成28年2月5日 付け大市民第218号	平成26年7月31日	上記、「疎明資料」は、〇〇弁護士 見解を示すものとし、大市民第 49・50・51号「開却」（特定出来 ず）が、「弁護士の見解」決定除外 する為、保有するもの全部求む。	大阪市人権啓発・ 相談センター	平成26年8月13日 付け大市民第63号	補正に応じない旨の回答あり	平成26年8月19日 付け大市民第71号 開示請求却下 決定	「開示請求書に記載された保有個人 情報を特定するに足る事項」欄の 記載内容が不明瞭なため、保有個人 情報を特定することができないこと から、平成26年8月13日付けで補正 依頼を行ったところ、回答に応じな いとのことから、開示請求にかかる 保有個人情報を特定することができ ないため。	平成26年9月18日	大情審答申第272号・大個審答申第57号・大情審答申第332号 地公法第30・32条（医師法・行政不服審査法・生活保護法・ 障害者総合支援法等々） 大生支第470号「不非開示（「他法活用検討依頼通知」欠 如）」件（H22. 2/17）以降の大市民第6121号「〇〇書 面」作成の法律責任は、〇〇職員に有る。 ※「神経症」を自立支援医療主張する〇〇。不相当な理由 「通院治療欠如」異議申立人の場合。
125	平成27年度 諮問受理第300号	平成28年2月5日 付け大市民第219号	平成26年7月31日	市民局は、私が大市民第6121号「〇 〇書面」の「精神障害者」自立支援 医療の適用指導が有効性の分かるも の求める。※〇〇書面 ※レセプト（神経症）・医療要否意 見書（抑うつ状態）	大阪市人権啓発・ 相談センター	平成26年8月13日 付け大市民第64号	補正に応じない旨の回答あり	平成26年8月19日 付け大市民第72号 開示請求却下 決定	「開示請求書に記載された保有個人 情報を特定するに足る事項」欄の 記載内容が不明瞭なため、保有個人 情報を特定することができないこと から、平成26年8月13日付けで補正 依頼を行ったところ、回答に応じな いとのことから、開示請求にかかる 保有個人情報を特定することができ ないため。	平成26年9月18日	大情審答申第272号・大個審答申第57号・大情審答申第332号 地公法第30・32条（医師法・行政不服審査法・生活保護法・ 障害者総合支援法等々） 大生支第470号「不非開示（「他法活用検討依頼通知」欠 如）」件（H22. 2/17）以降の大市民第6121号「〇〇書 面」作成の法律責任は、〇〇職員に有る。 ※「神経症」を自立支援医療主張する〇〇。不相当な理由 「通院治療欠如」異議申立人の場合。
126	平成27年度 諮問受理第301号	平成28年2月5日 付け大市民第220号	平成26年7月31日	こ健第1366-3号「非不公開」（I CD-10は、「神経症（抑うつ状 態）」欠如）」件が、大阪市所属運 用マニュアル「ICD-10」同一上 「神経症（抑うつ状態）」欠如か ら、大市民第6121号「〇〇の自立支 援医療の有効性」分ならず、ICD -10以外の自立支援医療判定するも の欠如が、「有効性」異議申立人の 場合の弁護士見解求める。	大阪市人権啓発・ 相談センター	平成26年8月13日 付け大市民第65号	補正に応じない旨の回答あり	平成26年8月19日 付け大市民第73号 開示請求却下 決定	「開示請求書に記載された保有個人 情報を特定するに足る事項」欄の 記載内容が不明瞭なため、保有個人 情報を特定することができないこと から、平成26年8月13日付けで補正 依頼を行ったところ、回答に応じな いとのことから、開示請求にかかる 保有個人情報を特定することができ ないため。	平成26年9月18日	大情審答申第272号・大個審答申第57号・大情審答申第332号 地公法第30・32条（医師法・行政不服審査法・生活保護法・ 障害者総合支援法等々） 大生支第470号「不非開示（「他法活用検討依頼通知」欠 如）」件（H22. 2/17）以降の大市民第6121号「〇〇書 面」作成の法律責任は、〇〇職員に有る。 ※「神経症」を自立支援医療主張する〇〇。不相当な理由 「通院治療欠如」異議申立人の場合。
127	平成27年度 諮問受理第303号	平成28年2月5日 付け大市民第222号	平成27年2月19日	〇〇職員「分からない」「どうしよ うもない」主調続く大市民第6121号 「〇〇まとめ」は、〇〇・〇〇の調 整後作成期日H23. 2月の為、大生 支第470号「不非開示」（H22. 2 /17）件の否定するもの求める。※ 大個審答申第57号	大阪市人権啓発・ 相談センター	平成27年3月2日 付け大市民第291号	補正に応じない旨の回答あり	平成27年3月9日 付け大市民第314号 開示請求 却下決定	「開示請求書に記載された保有個人 情報を特定するに足る事項」欄の 記載内容が不明瞭なため、保有個人 情報を特定することができないこと から、平成27年3月2日付けで補正 依頼を行ったところ、平成27年3月 6日付けで補正に応じないとのこと から、開示請求にかかる保有個人情 報を特定することができないため。	平成27年3月30日	時系列の存否矛盾（321・322・323・324号）、弁護士見解ま とめる個人情報（正確かつ最新の状態）要す為、314・315・ 316・317・318・319・320号件、「不」個人情報保有欠 くが、保有特定出来ない関連事項分ならず。 研修資料は、市機関資料の為、決定可能。 面談強要等禁止仮処分命令申立事件の〇〇・〇〇「陳述書」 示す。 〇〇職員は、「持論」と批判、〇〇職員「市民の声回答20件 以上の3件抜粋」、陳述書とうりなら、「正論」示すもの （異議申立人が、該当者）・「20件以上」回答書（公益通報 の証拠）の決定可能。市民の苦情争い、又、苦情否定の職員 達。
128	平成27年度 諮問受理第304号	平成28年2月5日 付け大市民第223号	平成27年2月19日	市民局は、大生保生第16号「不非開 示（大市民第6121号一致欠く）」件 否定した弁護士の見解まとめる〇〇 職員のH22. 2/19「謝罪」が、 6・7追記理由示す私の情報求 める。（謝罪後、H23. 2月作成す る〇〇まとめ） ※条例第6条示す（法基に基づく場 合）	大阪市人権啓発・ 相談センター	平成27年3月2日 付け大市民第292号	補正に応じない旨の回答あり	平成27年3月9日 付け大市民第315号 開示請求 却下決定	「開示請求書に記載された保有個人 情報を特定するに足る事項」欄の 記載内容が不明瞭なため、保有個人 情報を特定することができないこと から、平成27年3月2日付けで補正 依頼を行ったところ、平成27年3月 6日付けで補正に応じないとのこと から、開示請求にかかる保有個人情 報を特定することができないため。	平成27年3月30日	時系列の存否矛盾（321・322・323・324号）、弁護士見解ま とめる個人情報（正確かつ最新の状態）要す為、314・315・ 316・317・318・319・320号件、「不」個人情報保有欠 くが、保有特定出来ない関連事項分ならず。 研修資料は、市機関資料の為、決定可能。 面談強要等禁止仮処分命令申立事件の〇〇・〇〇「陳述書」 示す。 〇〇職員は、「持論」と批判、〇〇職員「市民の声回答20件 以上の3件抜粋」、陳述書とうりなら、「正論」示すもの （異議申立人が、該当者）・「20件以上」回答書（公益通報 の証拠）の決定可能。市民の苦情争い、又、苦情否定の職員 達。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 開示請求に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及び内容その他保有個人情報を特定するに足る事項	(お) 担当	(か) 補正依頼	(き) 補正依頼に対する回答	(く) 決定	(け) 却下する理由	(こ) 異議申立て年月日	(さ) 異議申立ての趣旨及び理由
129	平成27年度 諮問受理第305号	平成28年2月5日 付け大市民啓第 224号	平成27年2月19日	大市民啓第270号「利用停止不承認 通知書」理由の条例第6条1項～3 項第1～3項及び第13条に違反して いないため、とは、大市民第6014号 「不」件否定するもの	大阪市人権啓発・ 相談センター	平成27年3月2日 付け大市民啓第 293号	補正に応じない旨の回答あり	平成27年3月9日 付け大市民啓第 316号 開示請求 却下決定	「開示請求書に記載された保有個人 情報を特定するに足る事項」欄の 記載内容が不明瞭なため、保有個人 情報を特定することができないこと から、平成27年3月2日付けで補正 依頼を行ったところ、平成27年3月 6日付けで補正に応じないとのこと から、開示請求にかかる保有個人情 報を特定することができないため。	平成27年3月30日	時系列の存否矛盾（321・322・323・324号）、弁護士見解ま とめる個人情報（正確かつ最新の状態）要す為、314・315・ 316・317・318・319・320号件、「不」個人情報保有欠く が、保有特定出来ない関連事項分ならず。 研修資料は、市機関資料の為、決定可能。 面談強要等禁止仮処分命令申立事件の〇〇・〇〇「陳述書」 示す。 〇〇職員は、「持論」と批判、〇〇職員「市民の声回答20件 以上の3件抜粋」、陳述書とすりなら、「正論」示すもの （異議申立人が、該当者）・「20件以上」回答書（公益通報 の証拠）の決定可能。市民の苦情争い、又、苦情否定の職員 達。
130	平成27年度 諮問受理第306号	平成28年2月5日 付け大市民啓第 225号	平成27年2月19日	〇〇弁護士相談記録票の「自立支援 医療の適用指導は有効性」示す点特 定求める。（大市民啓第270号） （答申第332号「大市民第6127号」 不理由主張の点有）	大阪市人権啓発・ 相談センター	平成27年3月2日 付け大市民啓第 294号	補正に応じない旨の回答あり	平成27年3月9日 付け大市民啓第 317号 開示請求 却下決定	「開示請求書に記載された保有個人 情報を特定するに足る事項」欄の 記載内容が不明瞭なため、保有個人 情報を特定することができないこと から、平成27年3月2日付けで補正 依頼を行ったところ、平成27年3月 6日付けで補正に応じないとのこと から、開示請求にかかる保有個人情 報を特定することができないため。	平成27年3月30日	時系列の存否矛盾（321・322・323・324号）、弁護士見解ま とめる個人情報（正確かつ最新の状態）要す為、314・315・ 316・317・318・319・320号件、「不」個人情報保有欠く が、保有特定出来ない関連事項分ならず。 研修資料は、市機関資料の為、決定可能。 面談強要等禁止仮処分命令申立事件の〇〇・〇〇「陳述書」 示す。 〇〇職員は、「持論」と批判、〇〇職員「市民の声回答20件 以上の3件抜粋」、陳述書とすりなら、「正論」示すもの （異議申立人が、該当者）・「20件以上」回答書（公益通報 の証拠）の決定可能。市民の苦情争い、又、苦情否定の職員 達。
131	平成27年度 諮問受理第307号	平成28年2月5日 付け大市民啓第 226号	平成27年2月19日	市民の声No.1410-20063-001-01（H 26.9/30）「大市民第6121号は、 〇〇弁護士の法的根拠求められたた め～法的根拠に基づいて作成したも のではないと聞いております」の条 例第6条1項～3項及び13条の私の 情報欠くが、大市民啓第270号不承 認理由の私の情報求める。	大阪市人権啓発・ 相談センター	平成27年3月2日 付け大市民啓第 295号	補正に応じない旨の回答あり	平成27年3月9日 付け大市民啓第 318号 開示請求 却下決定	「開示請求書に記載された保有個人 情報を特定するに足る事項」欄の 記載内容が不明瞭なため、保有個人 情報を特定することができないこと から、平成27年3月2日付けで補正 依頼を行ったところ、平成27年3月 6日付けで補正に応じないとのこと から、開示請求にかかる保有個人情 報を特定することができないため。	平成27年3月30日	時系列の存否矛盾（321・322・323・324号）、弁護士見解ま とめる個人情報（正確かつ最新の状態）要す為、314・315・ 316・317・318・319・320号件、「不」個人情報保有欠く が、保有特定出来ない関連事項分ならず。 研修資料は、市機関資料の為、決定可能。 面談強要等禁止仮処分命令申立事件の〇〇・〇〇「陳述書」 示す。 〇〇職員は、「持論」と批判、〇〇職員「市民の声回答20件 以上の3件抜粋」、陳述書とすりなら、「正論」示すもの （異議申立人が、該当者）・「20件以上」回答書（公益通報 の証拠）の決定可能。市民の苦情争い、又、苦情否定の職員 達。
132	平成27年度 諮問受理第308号	平成28年2月5日 付け大市民啓第 227号	平成27年2月19日	市民局が、答申第272号（大個審答 申第57号）・答申第332・345号否 認・否定する「他法活用検討依頼通 知」（ICD-10見解）争うもの私の 情報「大市民第6121号」6・7追 記求める。	大阪市人権啓発・ 相談センター	平成27年3月2日 付け大市民啓第 296号	補正に応じない旨の回答あり	平成27年3月9日 付け大市民啓第 319号 開示請求 却下決定	「開示請求書に記載された保有個人 情報を特定するに足る事項」欄の 記載内容が不明瞭なため、保有個人 情報を特定することができないこと から、平成27年3月2日付けで補正 依頼を行ったところ、平成27年3月 6日付けで補正に応じないとのこと から、開示請求にかかる保有個人情 報を特定することができないため。	平成27年3月30日	時系列の存否矛盾（321・322・323・324号）、弁護士見解ま とめる個人情報（正確かつ最新の状態）要す為、314・315・ 316・317・318・319・320号件、「不」個人情報保有欠く が、保有特定出来ない関連事項分ならず。 研修資料は、市機関資料の為、決定可能。 面談強要等禁止仮処分命令申立事件の〇〇・〇〇「陳述書」 示す。 〇〇職員は、「持論」と批判、〇〇職員「市民の声回答20件 以上の3件抜粋」、陳述書とすりなら、「正論」示すもの （異議申立人が、該当者）・「20件以上」回答書（公益通報 の証拠）の決定可能。市民の苦情争い、又、苦情否定の職員 達。
133	平成27年度 諮問受理第309号	平成28年2月5日 付け大市民啓第 228号	平成27年2月19日	添付する大福祉第899号「不非開 示」否認するもの求める。（大生支 第470号「不非開示」件否定） ※大市民啓第38・49・50・51・71・ 72・73・74・75・502・127・128・ 167・189・190・193・211・253・ 254号「開却（特定不可）」件	大阪市人権啓発・ 相談センター	平成27年3月2日 付け大市民啓第 297号	補正に応じない旨の回答あり	平成27年3月9日 付け大市民啓第 320号 開示請求 却下決定	「開示請求書に記載された保有個人 情報を特定するに足る事項」欄の 記載内容が不明瞭なため、保有個人 情報を特定することができないこと から、平成27年3月2日付けで補正 依頼を行ったところ、平成27年3月 6日付けで補正に応じないとのこと から、開示請求にかかる保有個人情 報を特定することができないため。	平成27年3月30日	時系列の存否矛盾（321・322・323・324号）、弁護士見解ま とめる個人情報（正確かつ最新の状態）要す為、314・315・ 316・317・318・319・320号件、「不」個人情報保有欠く が、保有特定出来ない関連事項分ならず。 研修資料は、市機関資料の為、決定可能。 面談強要等禁止仮処分命令申立事件の〇〇・〇〇「陳述書」 示す。 〇〇職員は、「持論」と批判、〇〇職員「市民の声回答20件 以上の3件抜粋」、陳述書とすりなら、「正論」示すもの （異議申立人が、該当者）・「20件以上」回答書（公益通報 の証拠）の決定可能。市民の苦情争い、又、苦情否定の職員 達。
134	平成27年度 諮問受理第324号	平成28年2月8日 付け大市民啓第 238号	平成27年7月22日	大市民啓第29号「開示」却下する大 市民啓第12号「開示」資料から、 「大声」「罵声」「強要」の行為 有ったと示すもの抜粋求める。※ 「申立の趣旨」：職員の主張。	大阪市人権啓発・ 相談センター	平成27年7月30日 付け大市民啓第44 号	補正に応じない旨の回答あり	平成27年8月14日 付け大市民啓第50 号 開示請求却下 決定	開示請求書の「開示請求に係る保有 個人情報を取り扱う事務の名称及び 内容その他保有個人情報を特定する に足る事項」欄の記載内容が不明 確なため、開示請求されている保有 個人情報を特定することができない ことから、大阪市個人情報保護条例 第18条第3項に基づき平成27年7 月30日付け大市民啓第44号により補正 依頼を行ったところ、同年8月11日 付け補正依頼に対する回答書によ り、補正に応じない旨の回答があ り、開示請求されている保有個人情 報を特定することができないことか ら、同条第1項に規定された請求要 件を満たしていないと認められるた め。	平成27年9月24日	乙第1号証から乙第201号証及び、債務者（異議申立人）の 答弁書、第2回主張書面から第16回主張書面、特に、大阪市の 公文書類は、重要点示す。 未使用「医療券」は、持病当たらず。医療要否意見書の矛盾 示す。 甲第1号証から甲第26号証、個人情報の言及部分。 医療法第6条11の第1項参照。地方公務員法逐上解説（文 献）第29条「道義的責任」示す。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 開示請求に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及び内容その他保有個人情報特定に足る事項	(お) 担当	(か) 補正依頼	(き) 補正依頼に対する回答	(く) 決定	(け) 却下する理由	(こ) 異議申立て年月日	(さ) 異議申立ての趣旨及び理由
135	平成27年度 諮問受理第325号	平成28年2月8日 付け大市民啓第 239号	平成27年7月22日	大市民啓第28号「開示」却下する大市民啓第8号「開示」資料から、「大声」「罵声」「強要」の行為有ったと示すもの抜粋求める。※「申立の趣旨」：各年度上の事態有・無。	大阪市人権啓発・相談センター	平成27年7月30日 付け大市民啓第45号	補正に応じない旨の回答あり	平成27年8月14日 付け大市民啓第51号 開示請求却下決定	開示請求書の「開示請求に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及び内容その他保有個人情報特定に足る事項」欄の記載内容が不明確なため、開示請求されている保有個人情報を特定することができないことから、大阪市個人情報保護条例第18条第3項に基づき平成27年7月30日付け大市民啓第45号により補正依頼を行ったところ、同年8月11日付け補正依頼に対する回答書により、補正に応じない旨の回答があり、開示請求されている保有個人情報を特定することができないことから、同条第1項に規定された請求要件を満たしていないと認められるため。	平成27年9月24日	乙第1号証から乙第201号証及び、債務者（異議申立人）の答弁書、第2回主張書面から第16回主張書面、特に、大阪市の公文書類は、重要点示す。未使用「医療券」は、持病当たらず。医療要否意見書の矛盾示す。 甲第1号証から甲第26号証、個人情報の言及部分。医療法第6条11の第1項参照。地方公務員法遂上解釈（文献）第29条「道義的責任」示す。
136	平成27年度 諮問受理第326号	平成28年2月8日 付け大市民啓第 240号	平成27年9月24日	大市民啓第49号の面談200回の記録と示すもの内、「罵声」と扱うもの。	大阪市人権啓発・相談センター	平成27年10月2日 付け大市民啓第56号	回答書の提出なし	平成27年10月22日 付け大市民啓第69号 開示請求却下決定	開示請求書の「開示請求に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及び内容その他保有個人情報特定に足る事項」欄の記載内容が不明確なため、開示請求されている保有個人情報を特定することができないことから、平成27年10月2日付け大市民啓第56号により補正依頼を行ったところ、回答期限である同月16日までに回答書の提出がなく、開示請求の対象となる保有個人情報を特定することができないため。	平成27年10月28日	別紙の「不存在による非公開決定通知書」社援第2376号（H27.10/16）とうりの厚生労働省の見解。甲第1号証から甲第26号証及び「陳述書」甲号証書類。 「事実」示すもの。 乙第1号証から乙第201号証及び答弁書、第2回主張書面から第16回主張書面、等。「事実」示すもの全部：「未使用」医療券続く原因類。（※基本的人権：憲法第13条・14条、等。）
137	平成27年度 諮問受理第327号	平成28年2月8日 付け大市民啓第 241号	平成27年9月24日	大市民啓第49号の面談200回の記録と示すもの内、「強要」と扱うもの。	大阪市人権啓発・相談センター	平成27年10月2日 付け大市民啓第57号	回答書の提出なし	平成27年10月22日 付け大市民啓第70号 開示請求却下決定	開示請求書の「開示請求に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及び内容その他保有個人情報特定に足る事項」欄の記載内容が不明確なため、開示請求されている保有個人情報を特定することができないことから、平成27年10月2日付け大市民啓第57号により補正依頼を行ったところ、回答期限である同月16日までに回答書の提出がなく、開示請求の対象となる保有個人情報を特定することができないため。	平成27年10月28日	別紙の「不存在による非公開決定通知書」社援第2376号（H27.10/16）とうりの厚生労働省の見解。甲第1号証から甲第26号証及び「陳述書」甲号証書類。 「事実」示すもの。 乙第1号証から乙第201号証及び答弁書、第2回主張書面から第16回主張書面、等。「事実」示すもの全部：「未使用」医療券続く原因類。（※基本的人権：憲法第13条・14条、等。）
138	平成27年度 諮問受理第328号	平成28年2月8日 付け大市民啓第 242号	平成27年9月24日	大市民啓第49号の面談200回の記録と示すもの内、「大声」と扱うもの。	大阪市人権啓発・相談センター	平成27年10月2日 付け大市民啓第58号	回答書の提出なし	平成27年10月22日 付け大市民啓第71号 開示請求却下決定	開示請求書の「開示請求に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及び内容その他保有個人情報特定に足る事項」欄の記載内容が不明確なため、開示請求されている保有個人情報を特定することができないことから、平成27年10月2日付け大市民啓第58号により補正依頼を行ったところ、回答期限である同月16日までに回答書の提出がなく、開示請求の対象となる保有個人情報を特定することができないため。	平成27年10月28日	別紙の「不存在による非公開決定通知書」社援第2376号（H27.10/16）とうりの厚生労働省の見解。甲第1号証から甲第26号証及び「陳述書」甲号証書類。 「事実」示すもの。 乙第1号証から乙第201号証及び答弁書、第2回主張書面から第16回主張書面、等。「事実」示すもの全部：「未使用」医療券続く原因類。（※基本的人権：憲法第13条・14条、等。）

(注) 1 (え) 欄、(き) 欄及び(さ) 欄については、原則として異議申立人の記載のとおりとしている。  
2 (お) 欄については、(く) 欄に記載の決定時点における担当名としている。